

地方公共団体における平準化の取組事例について ～平準化の先進事例「さしすせそ」～【第3版】

平成30年5月

土地・建設産業局建設業課入札制度企画指導室

1. 本事例集の趣旨・目的
2. 平準化の促進に向けた取組（さ・し・す・せ・そ）
3. 都道府県における取組状況
4. 都道府県における取組事例
5. 市区町村における取組状況
6. 市区町村における取組事例
7. 市区町村へのアンケート調査結果

【参考】 国土交通省における発注や施工時期の平準化

1. 本事例集の趣旨・目的

国土交通省では、平成28年4月に「地方公共団体における平準化の取組事例について ～平準化の先進事例「さしすせそ」～」を作成し、公表致しました。また、平成29年3月に新たに市区町村の取組事例を収集して充実を図り、第二版として作成し、公表致しました。

この事例集は、地方公共団体から「取組を進めるに当たって他の地方公共団体の取組事例を参考としたい」などの意見が多数寄せられたことから、これらのニーズに対応するため作成したものです。

年間を通じた切れ目のない公共工事の発注は、地域の担い手となる建設業者の経営の効率化及び安定化、公共工事の品質確保を図る上で重要であり、改正品確法においても、工事完成時期の年度末への集中を避けるため、発注・施工時期等の平準化に努めることとされています。

発注・施工時期等の平準化にあたっては、債務負担行為の積極的な活用、発注見通しの統合・公表、余裕期間の設定、適切な工期設定等により、発注時期及び工期末が一時期に集中しないように年間を通じた分散化を図る必要があります。

国土交通省においては、これまで国庫債務負担行為の活用として、平成27年度から、工期が12ヶ月未満の工事についても、必要に応じて、適正な工期を確保するため2カ年国債を設定するとともに、平成29年度当初予算では、新たにゼロ国債を設定するなど積極的に平準化の取組を推進しております。平成30年度予算においても、国庫債務負担行為の額を前年度より上積みするとともに発注見通しの統合・公表を拡大するなど、平準化の推進に積極的に取り組んでおります。

このような発注・施工時期等の平準化に向けた取組をさらに多くの地方公共団体に広げることが重要であることから、昨年に引き続き、地方公共団体が取り組む事例を収集し、本事例集をとりまとめたところです。

今般改訂した事例集では、都道府県の取組状況と共に、積極的に平準化を進めている市区町村の取り組みや工夫等を拡充し、取りまとめ致しました。

地方公共団体においては、自らの発注体制や地域の実情等に応じて、一層の発注・施工時期等の平準化に向けた取組を進めるための一助として、引き続き、本事例集を活用して頂ければ幸いです。

1. 本事例集の趣旨・目的（関係法令等）

公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）（抄）

（発注者の責務）

第七条 発注者は、基本理念にのっとり、現在及び将来の公共工事の品質が確保されるよう、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、仕様書及び設計書の作成、予定価格の作成、入札及び契約の方法の選択、契約の相手方の決定、工事の監督及び検査並びに工事中及び完成時の施工状況の確認及び評価その他の事務（以下「発注関係事務」という。）を、次に定めるところによる等適切に実施しなければならない。

四 計画的に発注を行うとともに、適切な工期を設定するよう努めること。

公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針（平成26年9月30日閣議決定）

（抄）

第2 公共工事の品質確保の促進のための施策に関する基本的な方針

1 発注関係事務の適切な実施

（3）計画的な発注、適切な工期設定及び設計変更

発注時期がある時期に過度に集中したり、根拠なく短い工期を設定すると、受注者側にとっては、人員や機械の効率的利用が困難となり、また、厳しい工程管理を強いられることにより効率的な施工体制が確保できないおそれがあり、ひいては担い手の確保にも支障が生じることとなる。このため、発注者は、債務負担行為の積極的活用等により発注・施工時期の平準化を図るよう努めるものとする。また、受注者側が計画的に施工体制を確保することができるよう、地域の実情等にに応じて、各発注者が連携して発注見通しを統合して公表する等必要な措置を講ずるよう努めるものとする。さらに、発注者は、当該工事の規模、難易度や地域の実情等を踏まえた適切な工期を設定するよう努めるものとする。

発注関係事務の運用に関する指針（平成27年1月30日公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議申合せ）

（抄）

Ⅱ. 発注関係事務の適切な実施について

1. 発注関係事務の適切な実施（発注や施工時期等の平準化）

（2）工事発注準備段階

地域ブロック毎に組織される地域発注者協議会や地方公共工事契約業務連絡協議会等（以下「地域発注者協議会等」という。）を通じて、各発注者が連携し、発注者の取組や地域の実情等を踏まえ、発注見通しについて地区単位等で統合して公表するよう努める。また、債務負担行為の積極的な活用、年度当初からの予算執行の徹底、工事完成時期の年度末への集中を避けることなど予算執行上の工夫や、建設資材や労働者の確保等の準備のための工事着手までの余裕期間の設定といった契約上の工夫等を行うとともに、工事の性格、地域の実情、自然条件、週休2日の確保等による不稼働日等を踏まえた適切な工期を設定の上、発注・施工時期等の平準化に努める。

1. 本事例集の趣旨・目的

平準化の効果

年度内の工事量の偏りを解消し、年間を通じた工事量が安定することで以下のような効果が期待され、建設生産システムの省力化・効率化・高度化に寄与（生産性の向上）することが考えられる。

（発注者）

- 人材・資材の効率的な活用の促進による入札不調・不落への対策
- 中長期的な公共工事の担い手確保対策
- 発注職員等の事務作業が一時期に集中することを回避

（受注者）

- 人材・資機材の実働日数の向上等による建設業の企業経営の健全化
- 労働者（技術者・技能者）の処遇改善（特に休日の確保など）
- 稼働率向上による建設業の機械保有等の促進（建設業の災害時の即応能力も向上）

平準化に向けた取組

平準化を進めるに当たっては、以下の取組が考えられる。

- ㊦ 施工時期等の平準化も踏まえた債務負担行為の活用
- ㊧ 余裕期間制度の活用等による工事着手時期の柔軟な運用
- ㊨ 適切な工期設定を行ったうえでの、繰越制度の適切な活用
- ㊩ 設計・積算を前年度までに完了させることによる早期発注
- ㊪ 計画的な事業の進捗管理と工事の計画的な発注

2. 平準化の促進に向けた取組（さ・し・す・せ・そ）

（さ）債務負担行為の活用

- 年度をまたぐような工事だけではなく、工期が12ヶ月未満の工事についても、工事の施工時期の平準化を目的として、債務負担行為を積極的に活用する。
- また、出水期までに施工する必要がある場合などには、ゼロ債務負担行為も適切に活用する。

（し）柔軟な工期の設定（余裕期間制度の活用）

- 工期設定や施工時期の選択を一層柔軟にすることで、計画的な発注による工事の平準化や受注者にとって効率的で円滑な施工時期の選択を可能とするため、発注者が指定する一定期間内で受注者が工事開始日を選択できる任意着手方式等を積極的に活用する。

※ 余裕期間については各発注者により定義等が異なる。

（す）速やかな繰越手続

- 工事又は業務を実施する中で、計画又は設計に関する諸条件、気象又は用地の関係、補償処理の困難、資材の入手難その他のやむを得ない事由により、基本計画の策定等において当初想定していた内容を見直す必要が生じ、その結果、年度内に支出が終わらない場合には、その段階で速やかに繰越手続を開始する。

（せ）積算の前倒し

- 発注前年度のうちに設計・積算までを完了させることにより、発注年度当初に速やかに発注手続を開始する。

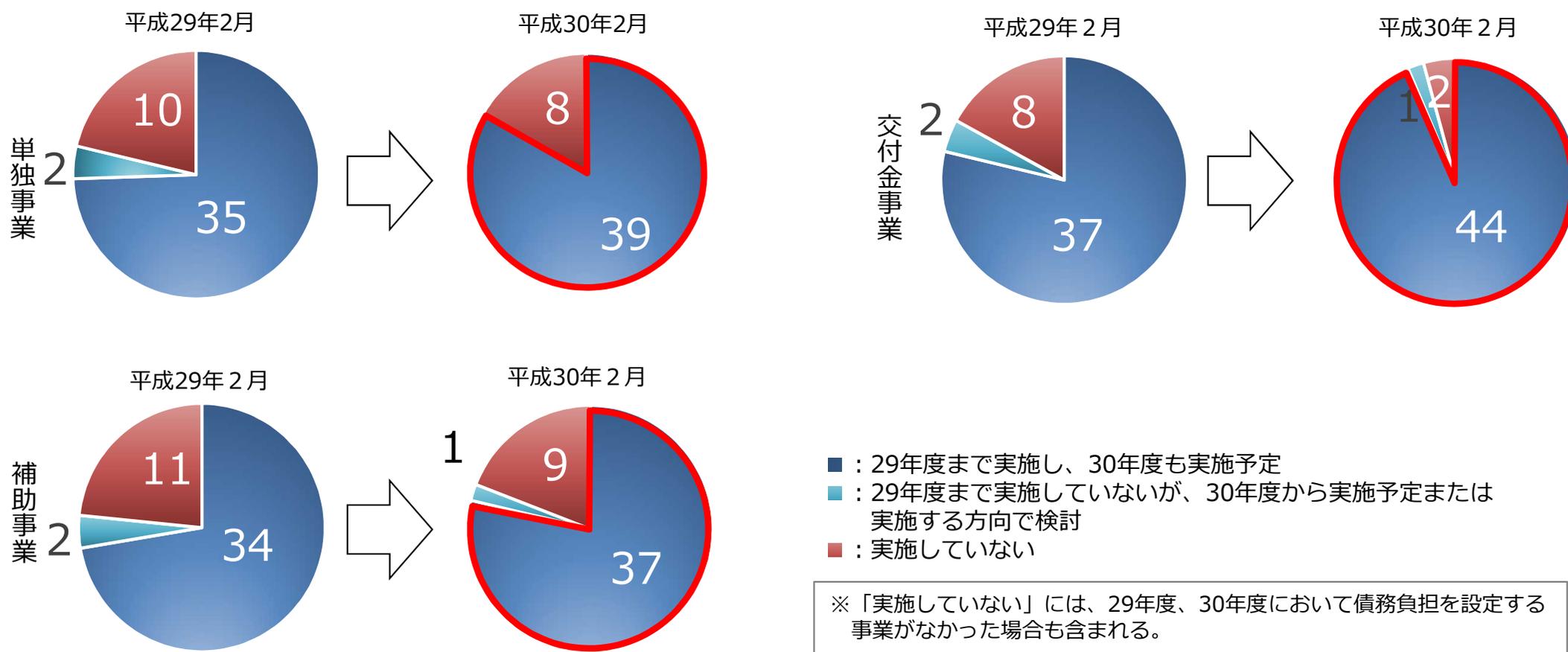
（そ）早期執行のための目標設定（執行率等の設定、発注見通しの公表）

- 年末から年度末に工期末が集中することが無いよう事業量の平準化等に留意し、上半期（特に4～6月）における工事の執行率（契約率）の目標を設定し、早期発注など計画的な発注を実施する。

3. 都道府県における取組状況①

【債務負担行為の活用状況】

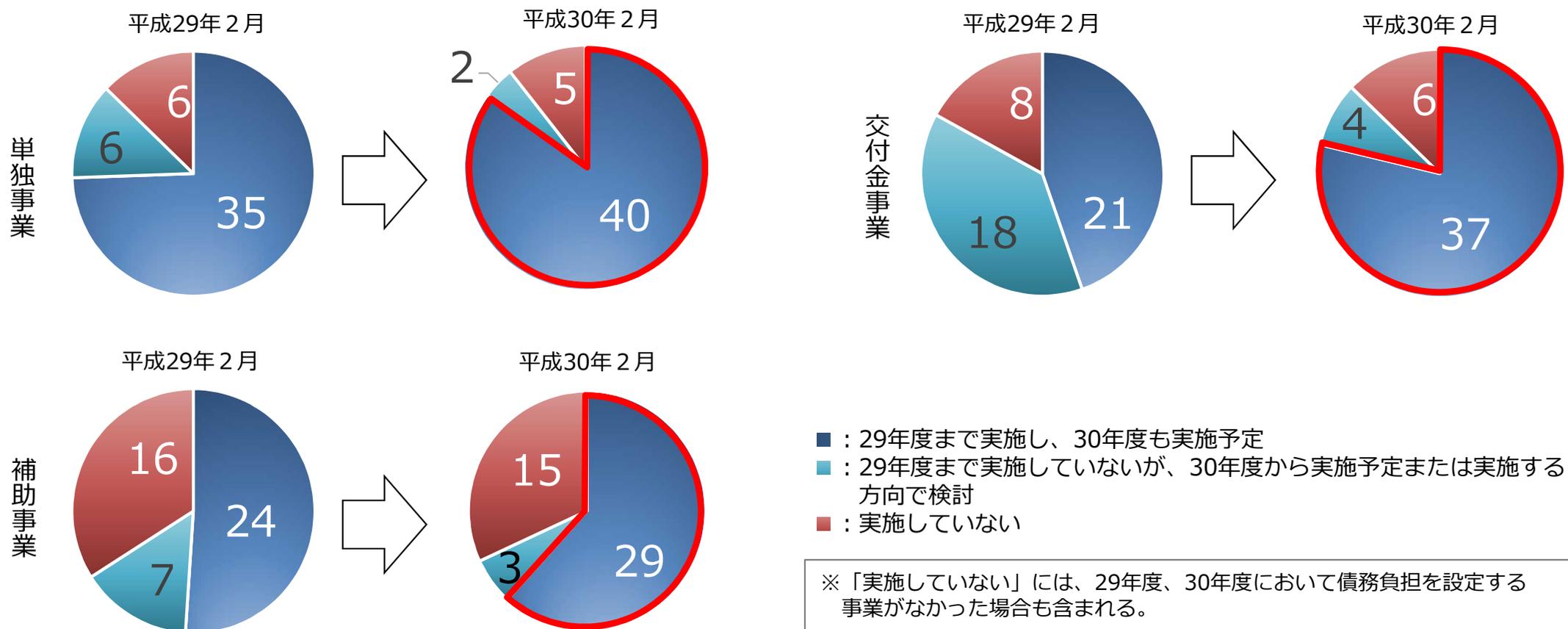
平準化の観点から踏まえた債務負担行為の活用を行っている都道府県は、単独事業では39団体、補助事業では37団体、交付金事業では44団体となっており、昨年2月時点と比較すると、全ての事業で債務負担行為を活用する団体が増加している。



3. 都道府県における取組状況②

【ゼロ債務負担行為の活用状況】

平準化の観点から踏まえたゼロ債務負担行為の活用を行っている都道府県は、単独事業では40団体、補助事業では29団体、交付金事業では37団体となっており、昨年2月時点と比較すると全ての事業で増加している。特に交付金事業では、大幅に増加している状況。

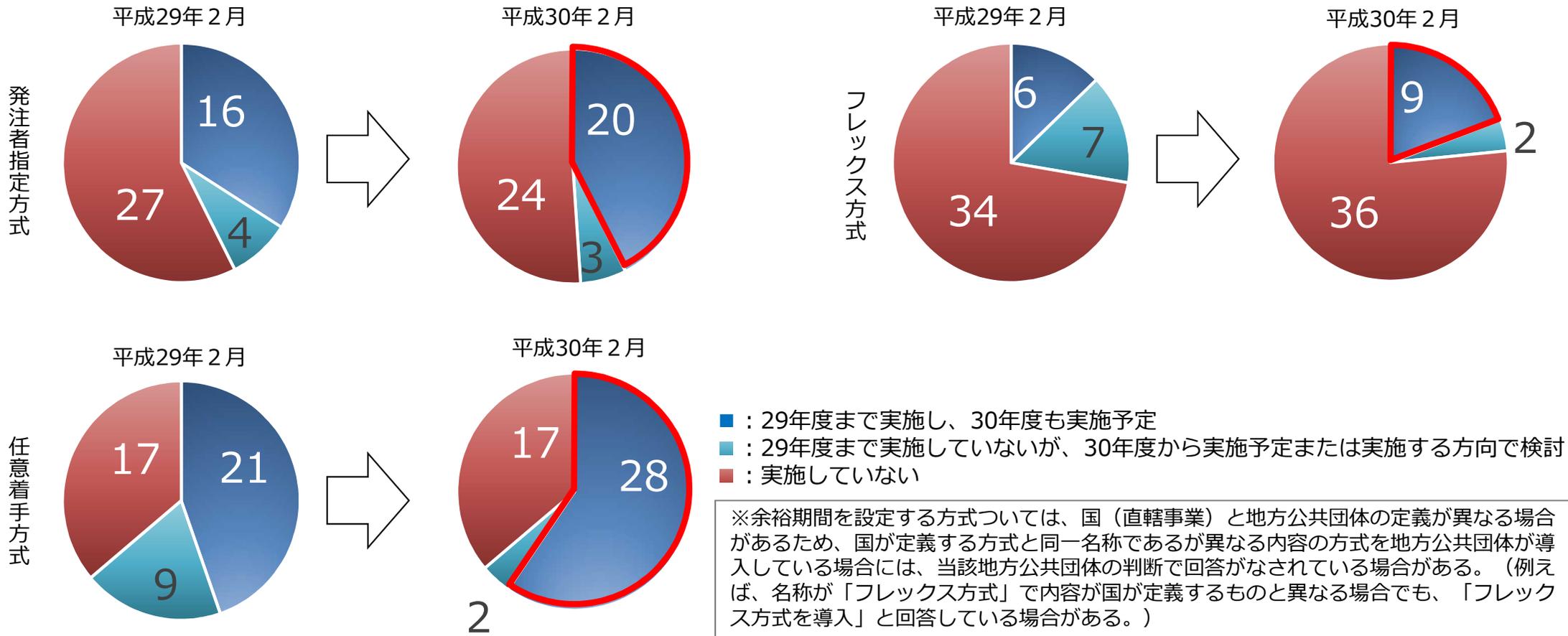


3. 都道府県における取組状況③

【柔軟な工期の設定（余裕期間制度の活用）】

余裕期間を設定する制度を導入している都道府県は、発注者指定方式では20団体、任意着手方式では28団体、フレックス方式は9団体となっており、昨年2月時点と比較するとそれぞれ増加している。

なお、いずれかの余裕期間を設定する制度を導入している都道府県は、昨年2月時点では30団体であったが、今年2月時点では37団体となっている。



3. 都道府県における取組状況④

【速やかな繰越手続】

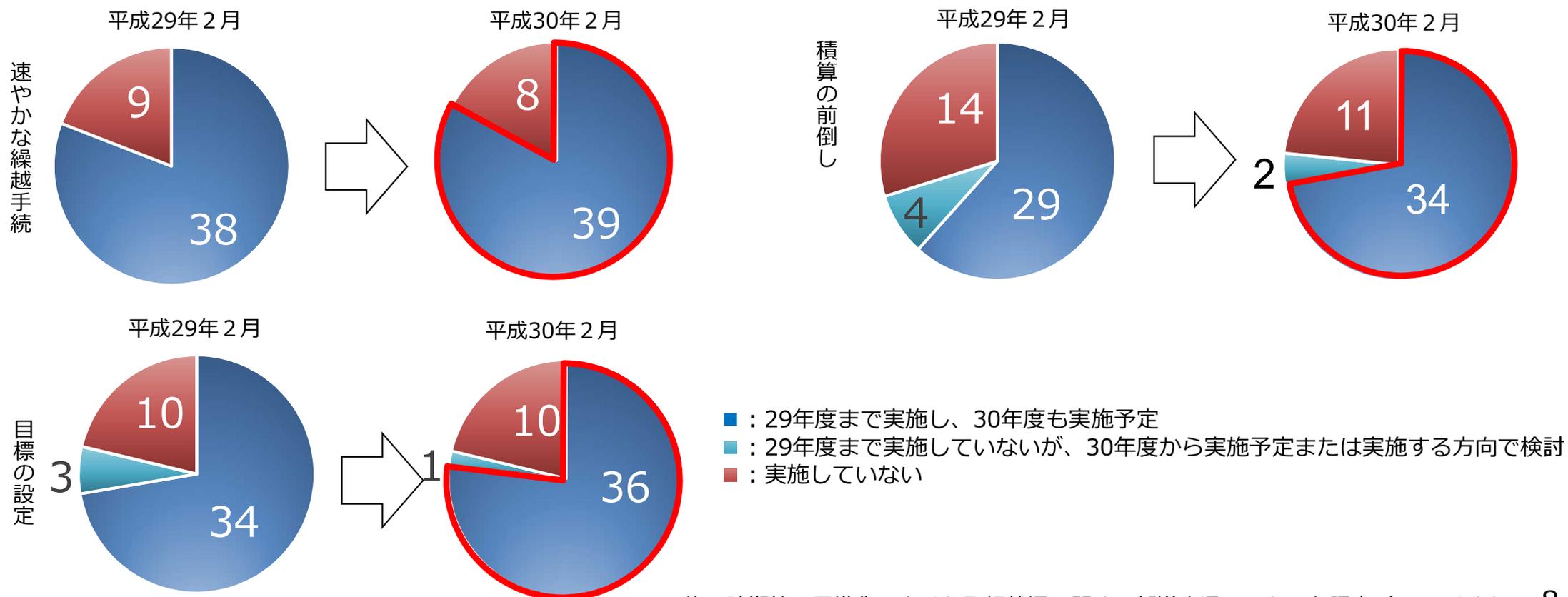
繰越制度の活用にあたり、これまで年度末直近の議会で行っていた手続きを、それ以前の議会で行っている都道府県は39団体で、昨年2月時点と比較すると増加している。早ければ、6月に手続きを行っている団体もある。

【積算の前倒し】

年度当初に速やかに発注手続きを開始するため、前年度のうちに設計・積算を完成させる取組を実施している都道府県は34団体で、昨年2月時点と比較すると増加している。

【早期執行のための目標設定（執行率等の設定、発注見通しの公表）】

年度当初から予算執行のための執行率や契約率の目標を設定している都道府県は36団体ある。



4. 都道府県における取組事例①【債務負担行為の活用】

福島県

平成29年度12月補正予算において、初年度支出ゼロの債務負担行為を設定。

土木部 12月補正予算

初年度支出ゼロの債務負担行為を設定します。

事業の概要

○初年度支出ゼロの債務負担行為を設定します。

- ① 県単事業 限度額14.4億円(昨年度設定限度額10.1億円)
- ② 交付金事業 限度額10.6億円(昨年度設定限度額 4.5億円)

対象とする事業

次年度事業の契約を前年度1～3月に前倒しすることにより、年度初めの工事量確保と施工の平準化を図るため、以下に該当する工事等について、初年度支出ゼロの債務負担行為を設定するものです。

- 会津地方など、積雪により施工期間が限られる豪雪地域において、降雪期前に工事を完了するために適正工期を確保する必要があるもの。

・国道352号(南会津町)：雪崩対策工 等



- 出水期を迎える前に河川内を掘削し、洪水被害の防止を図る必要があるもの。

・逢瀬川(郡山市)：河道掘削工 等



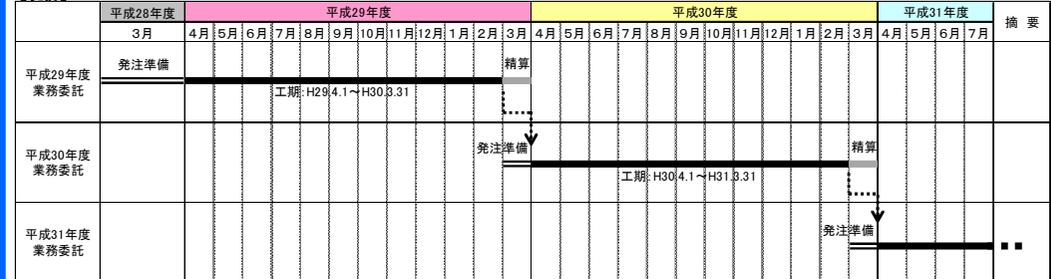
- その他、施工条件等から、早期に着手する必要があるもの。

(福島県HPより)

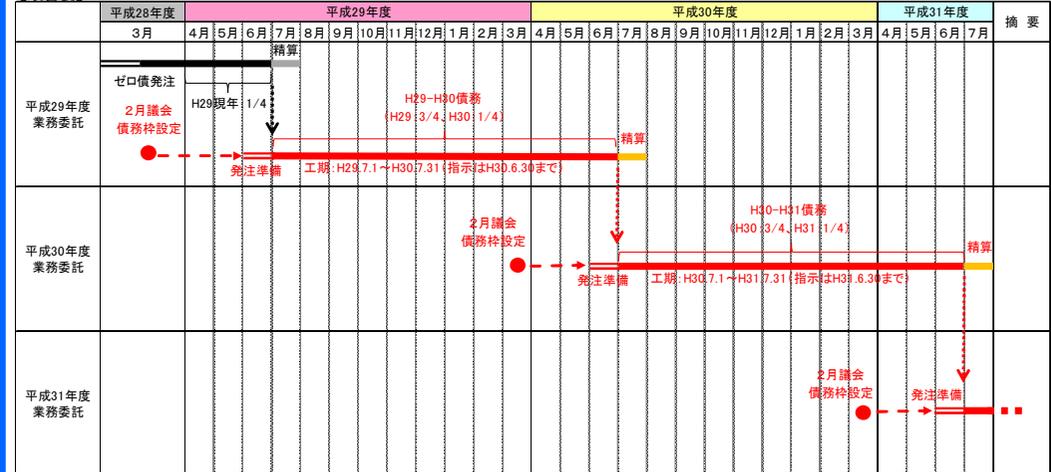
静岡県

道路維持管理業務については、4月1日から翌年3月末までの契約期間で業務を実施していたが、精算事務の関係上、年度末に道路に異常があった場合、業務対応ができず職員が直営で対応していた。平成28年度より、債務負担行為を適用し、7月から6月までの年度をまたぐ契約期間に変更し、年度末に発生した道路の異常への対応を迅速に行うとともに、発注時期の平準化を図っている。

【従前】



【改善後】



4. 都道府県における取組事例②【債務負担行為の活用】

青森県

平成29年度11月補正予算において、県事業の早期発注のため、社会資本整備総合交付金事業及び県費単独事業について債務負担行為を設定。

【社会資本整備総合交付金事業】	40億円
【県単独事業】	20億46百万円

秋田県

平成29年度12月補正予算において、社会資本整備総合交付金事業に関して債務負担行為の設定が可能となったことから、この制度を活用して前倒し発注を積極的に推進し、事業の平準化を図った。

【社会資本整備総合交付金事業】	14億54百万円
【県単独事業】	14億85百万円

群馬県

平成29年度11月補正予算において、年末から年度末にかけての公共事業発注の端境期対策として、ゼロ県債を活用し、中小企業への発注量を確保。（設定額：20億円）

埼玉県

平成30年度第一四半期の工事稼働件数の月別平均値を年間平均稼働件数の90%以上とすることを目標とし、平成29年度12月補正予算において、道路事業及び河川砂防事業(計16事業)でゼロ債務負担行為を設定。（設定額：32億62百万円）

千葉県

平成29年度12月補正予算において、舗装道路修繕事業、道路改良事業、河川改修事業、港湾維持事業など、多くの事業に平準化を目的としたゼロ県債を設定。（設定額：28億円）

新潟県

施工時期の平準化や、閑散期（第一四半期）における安定した工事量の確保に向け、平成29年度9月補正において、社会資本整備総合交付金事業について2カ年県債を設定するとともに、平成29年度12月補正予算においても、2カ年県債のほか、ゼロ県債を設定。（ゼロ県債設定額：77億円（社会資本整備総合交付金事業を含む））

富山県

平成29年11月補正予算において、冬期間に損傷した道路舗装の補修や区画線の引き直し、河川の浚渫・伐木などの県単独事業や、早期着手が必要となる国の社会資本整備総合交付金事業に係る公共事業について、年度間の切れ目のない発注と翌年度早期の工事着手を推進するため、ゼロ県債を設定。（設定額：21億円（うち社会資本整備総合交付金事業5億円））

4. 都道府県における取組事例③【債務負担行為の活用】

和歌山県

平成29年度において、平成30年度以降の債務要求額として、従来の基準による要求額（約173億円）とは別に、平準化を踏まえた債務負担として約90億円を計上。

また、平成30年度において、平成31年度以降の債務要求額として、従来の基準による要求額（約226億円）とは別に、平準化を踏まえた債務負担として約74億円を計上。

島根県

人材不足が顕著な建設業における安定的な雇用の確保のため、平成29年度11月補正予算において債務負担行為を設定し、平成30年度発注工事を一部前倒して年間工事量の平準化を図る。

（設定額：35.1億円）

岡山県

平成29年度11月補正予算において、年間を通じた工事施工時期の平準化を図るため、昨年度から実施してきた県単独事業へのゼロ県債の設定に加え、新たに社会資本整備総合交付金事業にもゼロ県債を設定。

【社会資本整備総合交付金事業】 13億4百万円

【県単独事業】 12億8百万円

香川県

平成28年度から、県単独事業に加え、翌年度に社会資本整備総合交付金事業として執行を見込む工事の一部について、早期着工による端境期における工事量の確保、施工可能時期を踏まえた適切な工期設定などを目的に、ゼロ債務負担行為を設定。

＜平成29年度ゼロ債務負担行為設定額＞

【社会資本整備総合交付金事業】 9億58百万円

【県単独事業】 8億28百万円

高知県

「建設業活性化プラン」に基づく公共工事の端境期対策として、繰越制度の柔軟な活用と併せて、次年度の地方特定道路整備事業（県単独事業）の一部を前倒して発注する。

H29	229箇所、181.4億円
	うち、県単独事業費6.4億円【債務負担】
H28	467箇所、288.02億円
	うち、県単独事業費1.02億円【債務負担】

福岡県

平成29年12月補正予算において、翌年度事業の早期発注と年間を通じた工事施工時期の平準化を図るため、社会資本整備総合交付金事業と県単独事業にゼロ県債を設定。

【社会資本整備総合交付金】 22億12百万円

【県単独事業】 54億12百万円

4. 都道府県における取組事例④【債務負担行為の活用】

佐賀県

平成29年度11月補正予算において、翌年度発注予定の事業を一部繰り上げて発注することにより、雨期前における浸水対策、防災対策、安全対策などの事業効果の早期発現を図るとともに、工事量の平準化や端境期における中小建設業者の受注機会の確保につなげるため、建設工事早期着手対策（ゼロ県債）として、道路整備交付金事業、河川整備交付金事業等の請負契約に係る債務負担行為を設定（設定額：18億75百万円）

長崎県

平成29年度11月補正予算において、端境期（4月、5月）における発注工事量の減少に対応し、発注可能な工事契約を前倒し実施するため、単独事業及び交付金事業にゼロ債務負担行為を設定。

【交付金事業】
道路橋梁街路事業（21億47百万円）、港湾事業（6億50百万円）、河川砂防事業（5億7百万円）

【県単独事業】
道路橋梁街路事業（13億74百万円）、港湾事業（80百万円）、河川砂防事業（2億50百万円）

熊本県

平成29年11月補正予算において、早期発注による年度前半の事業量確保を図り、県内景気の下支えに資するため、平成30年度の実施事業のうち早期実施が必要なものについて、ゼロ債務負担行為を設定。（道路新設改良費、治水堤防費、河川改良費、港湾建設費など）（設定額：12億85百万円）

宮崎県

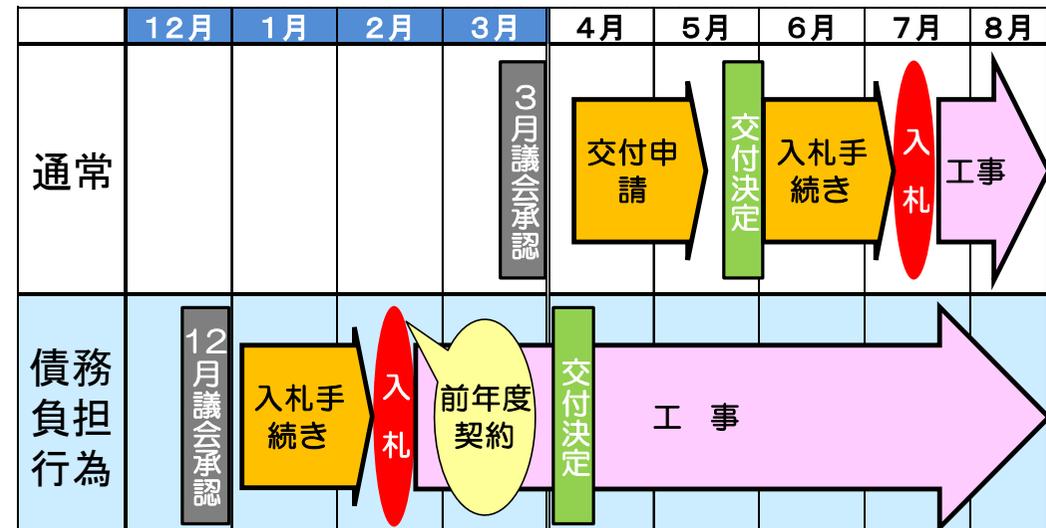
翌年度発注予定の事業を一部繰り上げて発注することにより、出水期前に行う浸水対策、安全対策等の事業効果の早期発現を図るとともに、工事量の平準化を図るため、平成28年度より県単独事業に加え社会資本整備交付金等にも新たにゼロ県債を設定。平成29年度11月補正予算においては、さらに平準化を進めるためゼロ県債を増額設定。

【交付金】19億33百万円（H28：10億円）
【県単独事業】15億45百万円（H28：14億66百万円）

鹿児島県

平成29年度12月補正予算において、公共事業及び県単公共事業の平準化等を図るため、債務負担行為（ゼロ県債）を設定。平成28年度からは交付金事業にも拡大。

（設定額：33億65百万円）

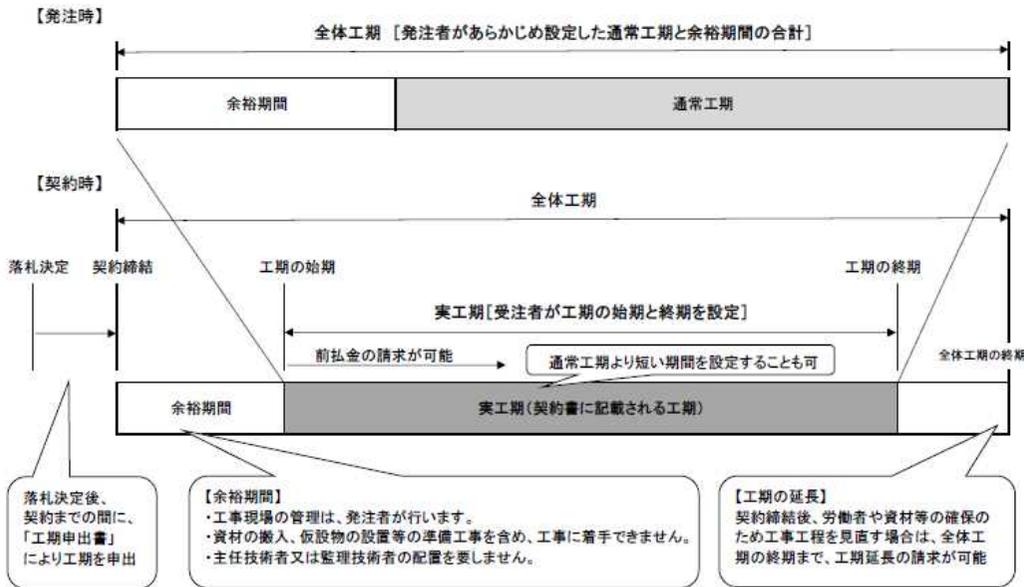


北海道

フレックス工期制実施要領の制定

建設管理部が発注する工事において、発注者があらかじめ設定した全体工期内で受注者が工事の始期・終期を決定できるフレックス工期制を導入し、平成29年1月4日以後に公告等を行う工事から適用。

フレックス工期制概要図



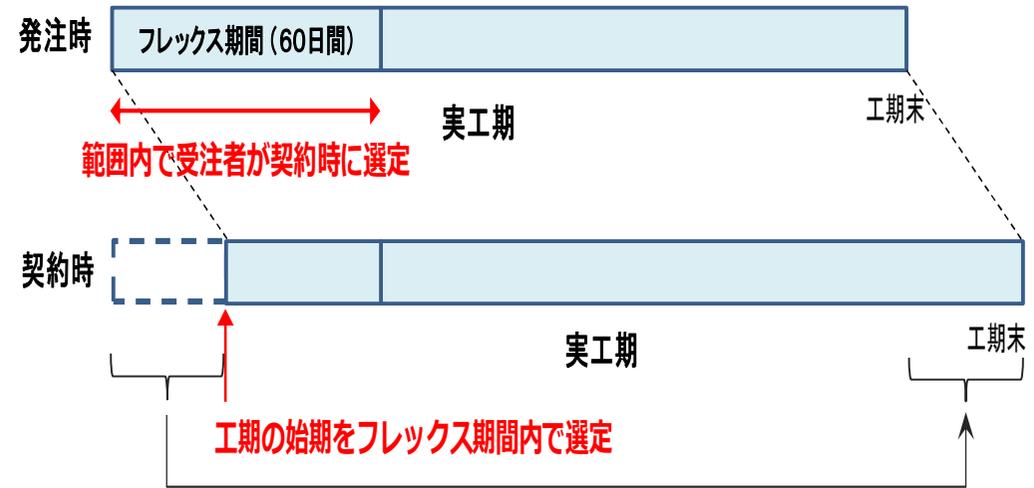
(北海道HPより)

和歌山県

フレックス工期制度

- ・入札公告に示した落札予定日から60日以内で任意に着工日を選択
- ・書面による技術提案提出日から着工日の前日までの期間は主任技術者の配置不要
- ・着工日から工期終了日までの期間は標準工期を確保
※対象：受注者が一定の期間内で着工日を選択することが有益と認められる工事（入札公告で明示）

和歌山県のフレックス工期による契約方式（イメージ図）



※当初の着工日(通常は契約日の翌日)から受注者が選定した着工日までの期間の日数を追加

⇒ 実工期は変わらない

千葉県

フレックス工期契約制度の適用拡大

これまで、「建築工事・建築設備工事」の発注において、『フレックス工期契約制度』を平成26年11月より導入していたが、平成29年1月1日より、県が発注する全ての建設工事に適用できるとし、受注者が工事着手時期を柔軟に設定することにより、技術者等を計画的に設置できるよう、対象工事を拡大。

本制度を適用する工事では、施工中の工事の完成時期や技術者を有効に活用するための配置などを勘案しながら、入札に参加することが可能となる。

新潟県

「施工時期選択可能工事制度」の拡充へ向けたモデル工事の実施

施工時期の平準化に向け、建設企業が有する人材・資機材等の安定的・効率的な活用ができるよう、施工時期選択可能工事制度の拡充へ向けたモデル工事を実施。

【対象工事】

平成30年1～3月に発注する予定価格250万円超3,000万円以下で債務負担行為を設定した工事を対象（随意契約は除く。）。

山形県

余裕期間制度の試行

平成28年の状況

受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、県土整備部及び各総合支庁建設部が発注する建設工事の請負契約において、発注者が示した工事着手期限までの間に、受注者が工事の始期を選択できる契約方式を平成28年11月1日から試行。

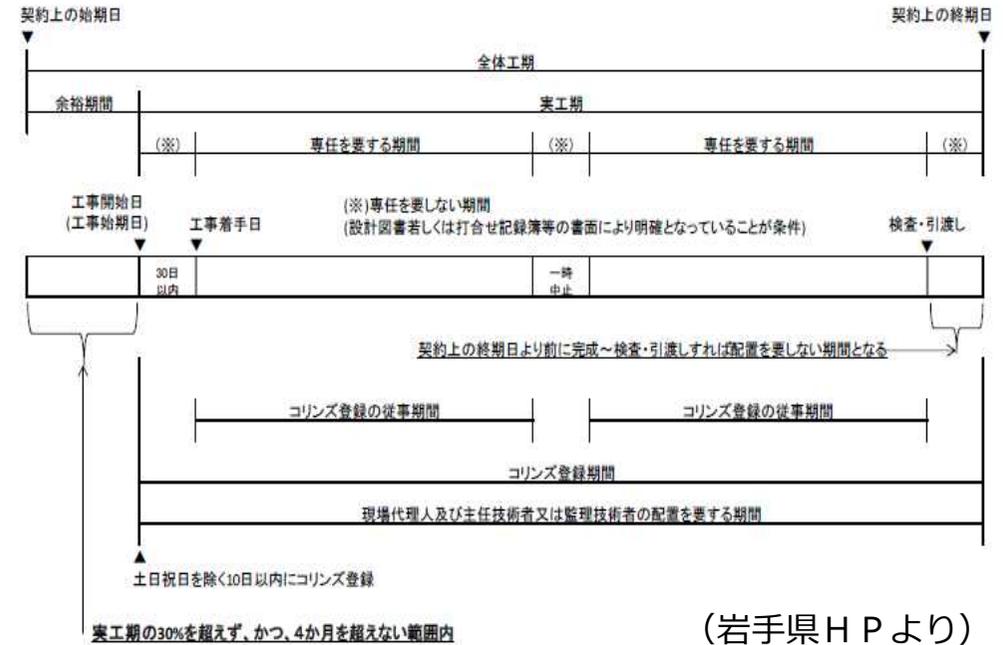
岩手県

余裕期間の設定

県土整備部が所管する県営建設工事において、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、実工期の30%を超えず、かつ4ヶ月（120日間）を超えない範囲内で余裕期間を設定し、工事の始期日を指定することができる制度を平成29年2月より導入。

余裕期間を設定した工事のイメージ

余裕期間を設定した工事で、契約上の終期日より前に完成～検査・引渡しする例



(岩手県HPより)

平成29年の状況

平成29年度末までに26工事で実施。試行を行った発注工事の受注者にアンケート調査を実施したところ、**全回答者から余裕期間制度を望む回答が得られたため、試行を継続。**

静岡県

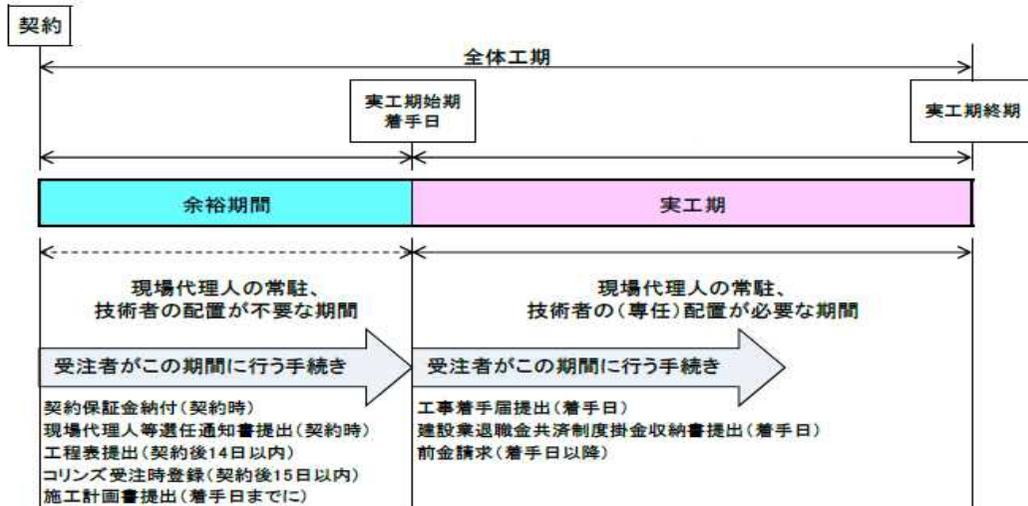
工事着手日選択型工事試行要領の策定

業務の平準化をさらに進めるため、新たに受注者が自由に着手日を選択することを可能とした工事着手日選択型工事試行要領を策定（平成28年4月1日施行）。受注者が、工事着手日選択可能期間内（90日以内）で工事着手日を選択し契約締結することが可能。平成29年度からゼロ債務負担行為予算による工事を対象に追加。（試行件数は各発注機関1件以上。）

三重県

建設工事における余裕期間制度の試行導入

早期に発注・契約を行い、受注者の円滑な施工体制の整備を図るため、建設資材の調達や労働力確保に資する余裕期間を設定する工事を、平成28年9月1日以降に入札公告を行う県発注の建設工事において試行導入。



(三重県HPより)

兵庫県

余裕期間制度の試行

受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、工事着手前に労働者の確保や建設資材の調達を行うことができる余裕期間（最大60日）を設定した工事を試行。

【実施時期】平成28年4月入札公告分から実施。

＜参考＞余裕期間制度を活用した工事



* 余裕期間は、主任技術者等の配置は不要 (兵庫県HPより)

島根県

余裕期間制度の試行

受注者の円滑な施工体制の確保を図るため、島根県土木部が発注する公共工事の一部を対象に、工事開始前に余裕期間（60日）を設定した工事の試行。

岡山県

余裕期間設定工事の試行導入

受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、平成29年4月以降に発注する工事から余裕期間設定工事を試行。余裕期間設定工事では、受注者は、工事期間の30%かつ60日以内で発注者が設定した余裕期間内に、任意に工事開始日を選定することが可能。

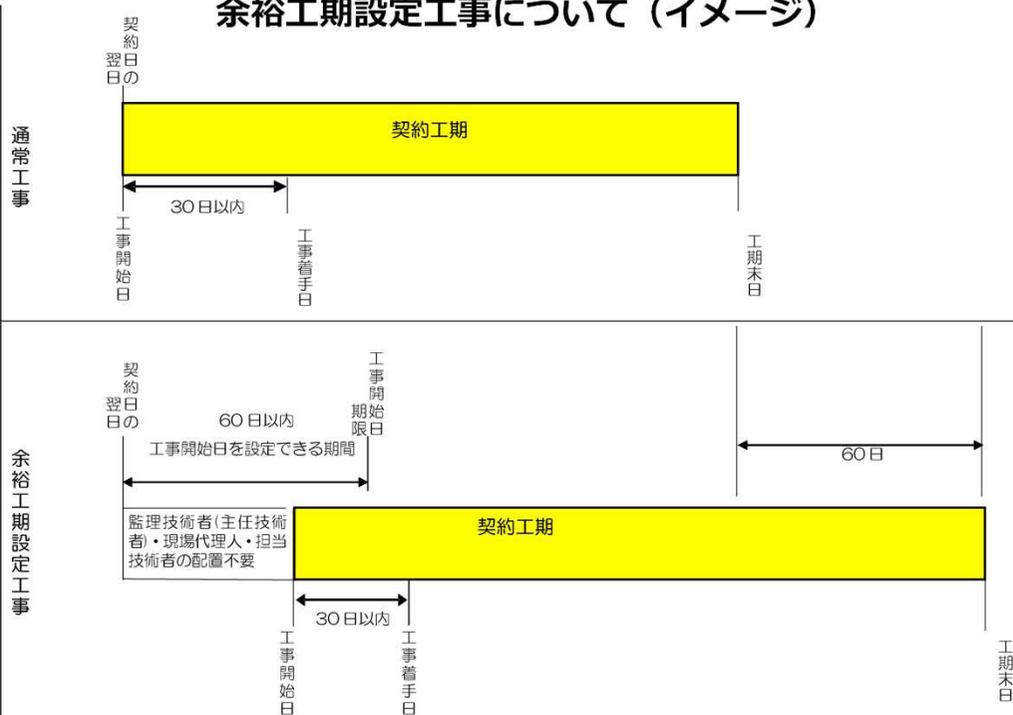
愛媛県

余裕工期設定工事の実施

改正品確法に基づく運用指針の趣旨を踏まえ、建設資材や労働者の確保等の準備のための工事着手までの余裕期間の設定を行い、施工時期の平準化に努めるため、土木部発注工事において、工期に余裕期間を設定した工事を平成28年2月1日より試行。

平成29年度からは、全部局において全ての工事に原則適用することとして本格実施している。

余裕工期設定工事について（イメージ）



(愛媛県HPより)

高知県

余裕期間の設定

円滑な施工体制の整備の観点から、年度後半（10月以降）に公告又は指名通知を行う工事で、技術者不足等により入札の不調・不落の発生が懸念される等、発注機関において必要と認められるもので、発注者が指定したものを対象とする、契約締結日から工事開始日までの間に、余裕期間を設定し、当該余裕期間については、技術者の配置を不要とした工事を実施。

<発注者指定方式>



<任意選択方式>



(高知県HPより)

4. 都道府県における取組事例⑨【速やかな繰越手続】

栃木県

平成29年度9月補正予算において、道路事業、河川事業及び街路事業等の繰越明許費（185億67百万円（土木費関係））を設定し、9月通常議会に提出。

群馬県

平成29年度9月補正予算において、道路維持修繕事業、河川改修事業や街路事業等に繰越明許費（11億13百万円（県土整備費関係））を設定し、9月定例議会に提出。

埼玉県

平成29年度12月補正予算において、年度内の完了が困難なことが明らかになった工事について適正工期を確保するため、道路事業及び河川砂防事業（計18事業）で繰越明許費55億47百万円（県土整備部関係）を設定し、12月議会に提出。

千葉県

平成29年度12月補正予算において、道路事業、河川事業、港湾事業、災害復旧事業等で繰越明許費137億76百万円（県土整備部関係）を設定し、12月定例県議会において提出。

石川県

平成29年度12月補正予算において、公共工事の通年施工対策の観点から、ゼロ県債（11億円）や繰越明許費（32億28百万円（土木費関係））を早期に設定し、12月定例議会に提出。

福井県

平成29年度12月補正予算において、用地交渉などにより工期が遅れている公共工事について、翌年度にわたり工事契約が可能となるよう繰越明許費（28億51百万円（土木部関係））を設定し、12月議会に提出。

岡山県

平成29年度9月補正予算において、道路整備事業等の繰越明許費（14億95百万円（土木部関係））を設定。また、平成29年度11月補正予算においても、地方道路整備事業等の繰越明許費（30億11百万円（土木部関係））を設定。

宮崎県

平成29年度9月補正予算及び11月補正予算において、公共道路新設改良事業、公共河川事業等の計17事業について繰越明許費（72億48百万円）を計上。

沖縄県

平成29年度9月補正予算において、道路事業、河川事業や街路事業等について繰越明許費（82億71百万円）を設定し、9月定例議会に提出。また、平成29年度11月補正予算においても、公園事業や港湾改修事業等の繰越明許費（60億76百万円）を設定し、11月定例議会に提出。

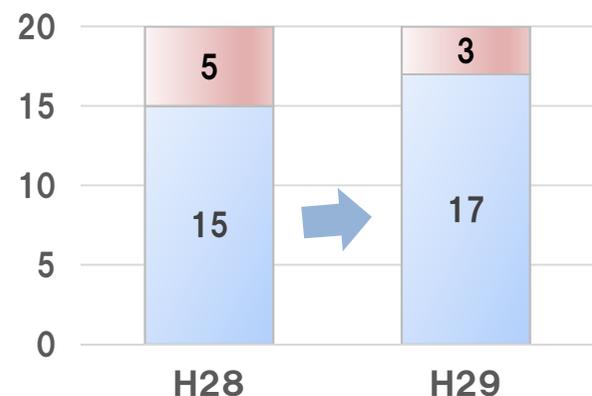
5. 市区町村における取組状況①

【政令指定都市の取組状況】

○すべての政令指定都市で、平準化を踏まえた何らかの取組を実施している。個別の取組状況をみると、債務負担行為を活用している政令指定都市が、平成29年には17団体まで増加している。

(凡例：■実施済み ■未実施)

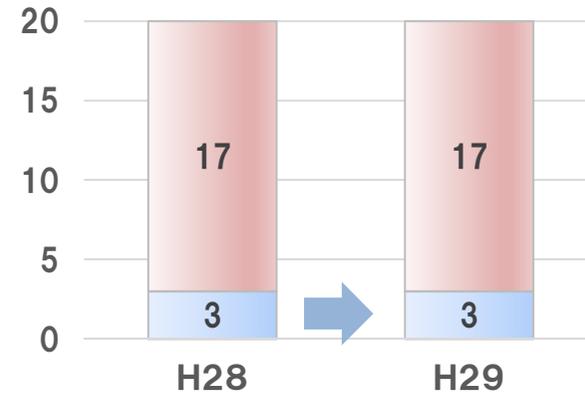
(n=20) 【債務負担行為の活用状況】



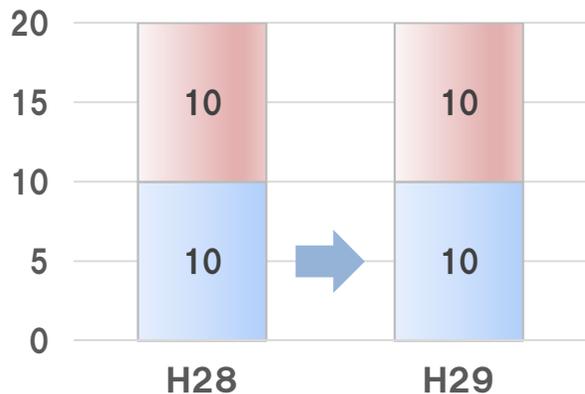
(n=20) 【柔軟な工期設定】



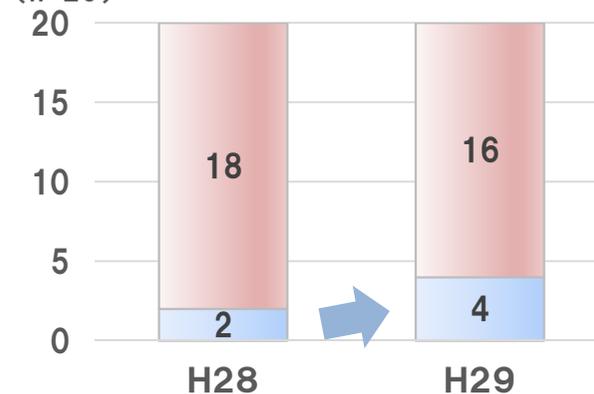
(n=20) 【速やかな繰越手続】



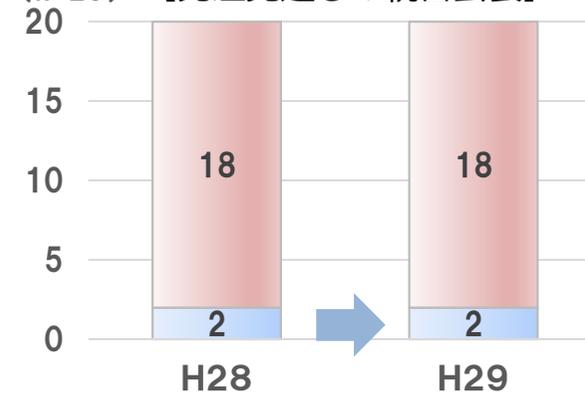
(n=20) 【積算の前倒し】



(n=20) 【執行率等の目標設定・公表】



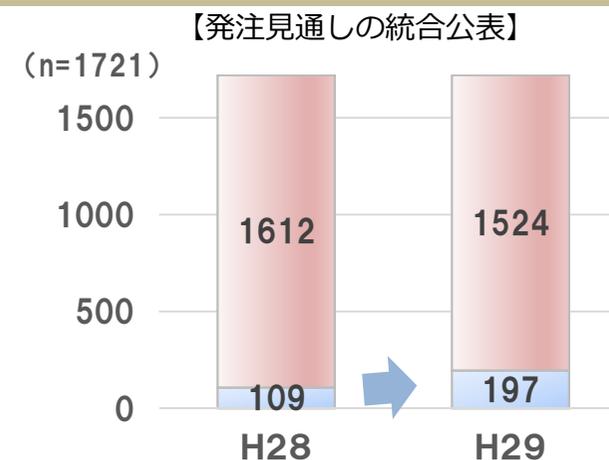
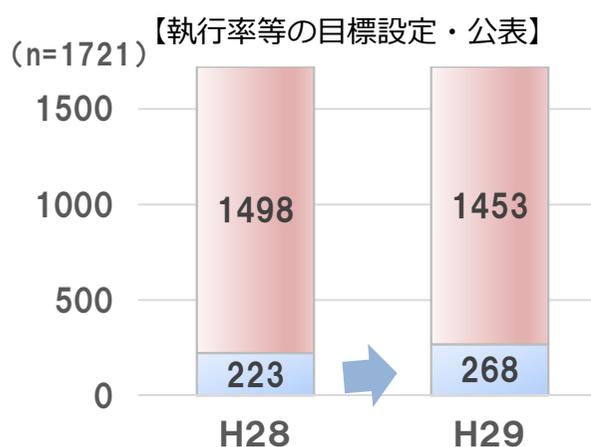
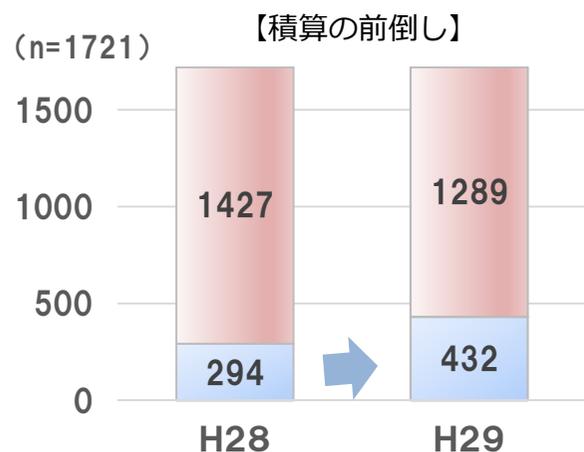
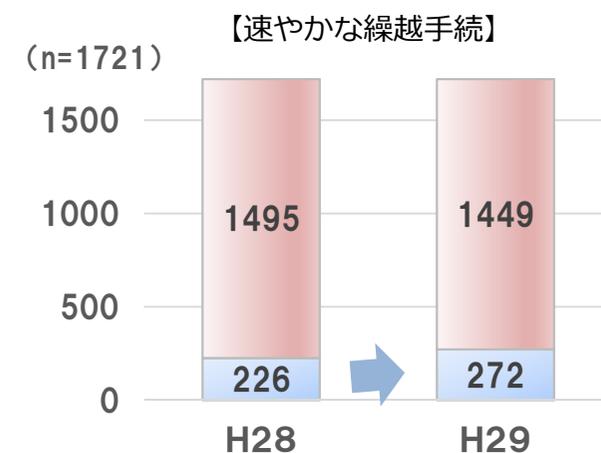
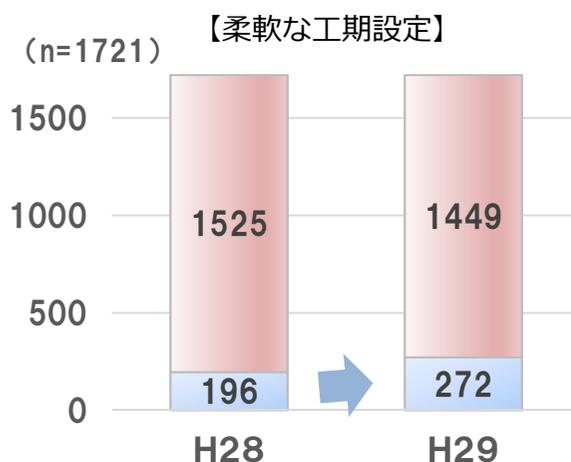
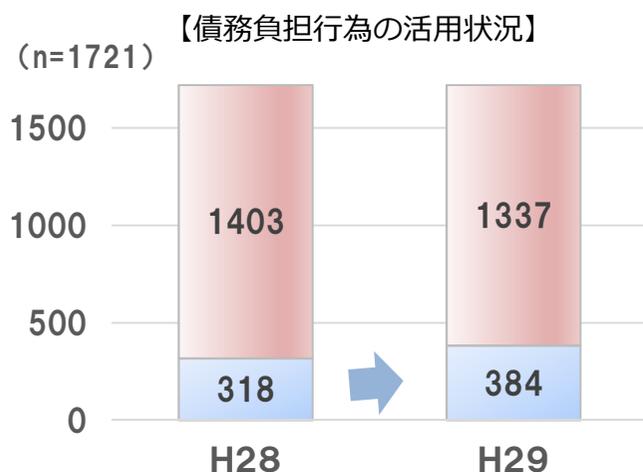
(n=20) 【発注見通しの統合公表】



5. 市区町村における取組状況②

【市区町村の取組状況】

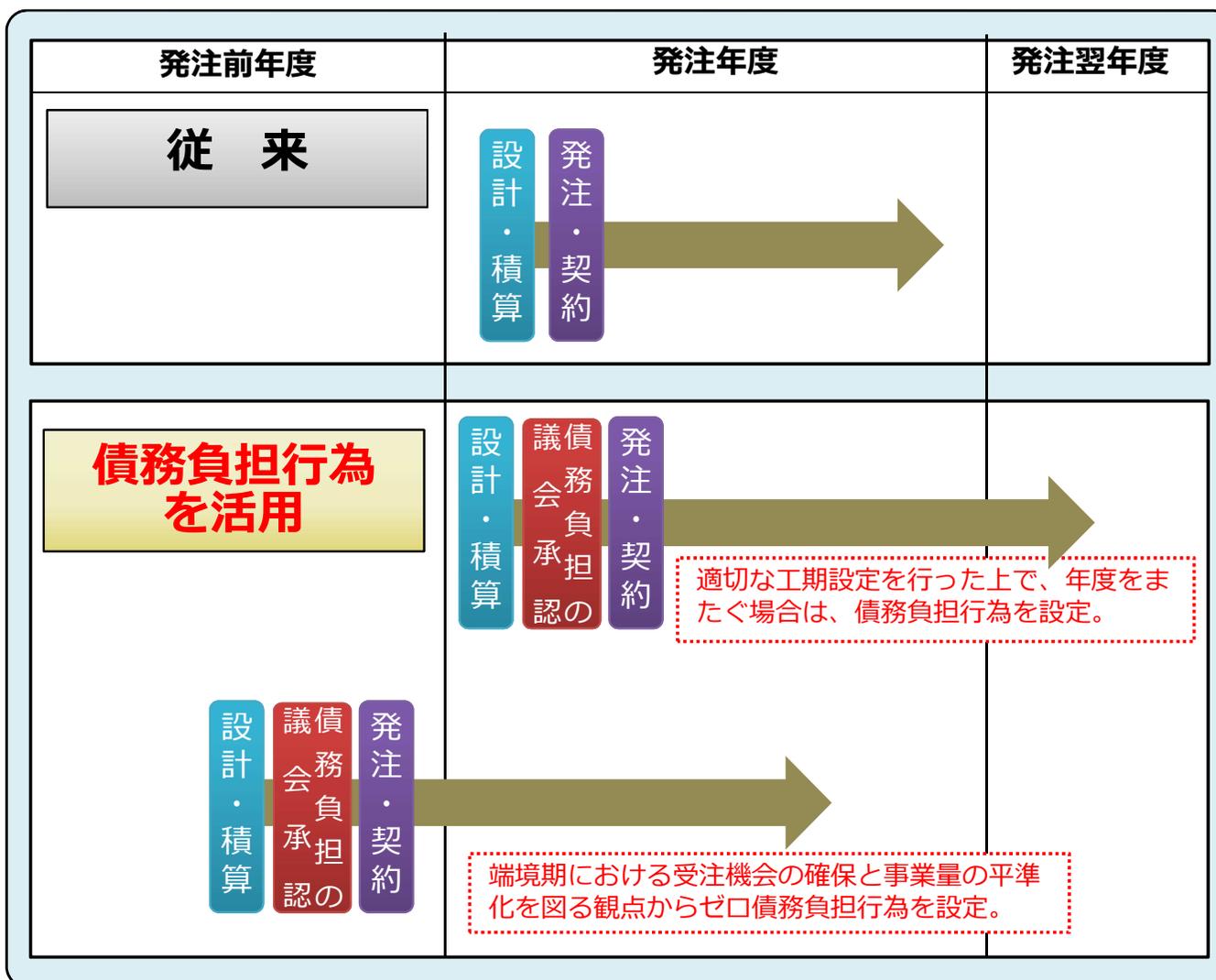
- 「さしすせそ」すべての分野で、H28調査時点と比較すると、H29において取り組まれている自治体数が増加した。
- 個別の取組状況では、積算の前倒しが432団体と最も取り組まれており、債務負担行為の活用が384団体と次いで多く取り組まれている。



(凡例：■ 実施済み ■ 未実施)

6. 市区町村における取組事例①【債務負担行為の活用】

年度当初に事業が少なくなることや、工事完成時期や調査・設計等の業務の履行期限が年度末に過度に集中することを避けるため、債務負担行為の適切な活用を推進している。活用する分野等に工夫を凝らし、独自に活用方法を見出している市区町村も見受けられる。



市区町村の工夫

- ▶ **初年度に前払金が活用できない旨を公告**に記載・周知するほか、各年度の出来高予定額及び支払限度額に初年度0円との旨、公告・契約書にあらかじめ記載している（青森県八戸市）
- ▶ 地域の要望・陳情に柔軟に早急に対応するため、**市内道路緊急補修事業に債務負担行為を設定**している（群馬県太田市）
- ▶ 新年度にならないと前払金が活用できないため、**保証会社の制度を紹介**している（長野県長野市）
- ▶ **計画的に工事路線を選定**することで、債務負担行為を有効的に活用している（東京都豊島区）
- ▶ **契約担当、起工担当及び財政当局で調整**し、債務負担行為を活用している。（東京都世田谷区）

平準化の観点等を踏まえて債務負担行為（ゼロ債務を含む）を活用している政令指定都市は17団体、市区町村は384団体あり、中には交付金事業において債務負担行為を活用する団体もある。

北海道釧路市

建設業者等の経営環境の健全化や労働者の処遇改善、資機材確保の円滑化などを図ることを目的にゼロ市債を設定し、事業を実施（平成28年度：26事業 2億95百万円、平成29年度：23事業 2億59百万円）。平成30年度においても、引き続きゼロ市債を設定。

北海道帯広市

平成25年度以降、上下水道工事や舗装新設工事、特殊舗装道路改良工事等を中心に、ゼロ市債を活用した早期発注を実施している。（毎年度：約3億円～6億円程度(10件程度)）

青森県弘前市

建設業者の経営の効率化と雇用の安定を目的に、ゼロ市債を活用した発注時期の平準化の取組を実施。

【債務負担行為（土木費関係）】（平成29年度：70百万円）

❖ ゼロ市債による工事発注時期の平準化への取組みについて

弘前市では、建設業者の経営の効率化と雇用の安定を目的に、ゼロ市債を活用し、公共工事の発注時期の平準化に取り組みます。

1. ゼロ市債とは

市の会計は「単年度会計」であり、原則、一年度ごとに歳入と歳出を決定しています。しかし、新年度予算が成立してから契約手続きをしても、年度当初から工事に着工することは難しいため、「ゼロ市債」では、「単年度会計」の例外である債務負担行為を設定することにより、前年度中に契約締結、工事着工が可能となります。債務負担を設定する年度には支出がゼロであり、前払金等の支出は翌年度4月1日以降になることから「ゼロ市債」と言われています。

2. 発注方法

（青森県弘前市HPより）

福島県会津若松市

平成29年度12月補正予算において、早期発注による公共工事の発注時期の平準化を図るため、社会資本整備総合交付金事業（1事業）及び市単独事業（5事業）について債務負担行為（2億28百万円）を設定。

群馬県前橋市

平成29年度11月補正予算において、公共工事における発注の年度間平準化と来年度早期着工のため、道水路補修改良工事や土地区画整理事業等において、平成30年度を期間とするゼロ市債（3億14百万円（土木費関係））を設定。

群馬県富岡市

新年度で予定している工事等を現年度に前倒し発注し、公共事業の閑散期といわれる4月から6月期に施工することで平準化を図るとともに、工事等の早期完了・代金の早期支払いによる景気浮揚をねらいとして実施。（19事業 合計額1億30百万円）

東京都国分寺市

公共工事の発注時期の平準化により、建設業者の経営の効率化と雇用の安定を目的に、ゼロ債務を活用した公共工事の早期発注を実施。

ゼロ債務の活用による工事発注時期の平準化について

[サイト](#) ページ番号 1014990 更新日 平成29年1月5日

ゼロ債務の活用による工事の早期発注について

国分寺市では、公共工事の発注時期の平準化により、建設業者の経営の効率化と雇用の安定を目的に、ゼロ債務を活用した公共工事の早期発注を行います。概要は以下のとおりです。

[ゼロ債務の活用による工事の早期発注についての概要 \(PDF 63.0KB\)](#)

(東京都国分寺市HPより)

新潟県柏崎市

公共工事の早期発注と施工時期の平準化のため、新年度分の公共工事の契約や発注を今年度中に行う「ゼロ市債」を活用。新年度予算で行う市単独費の工事に、市議会の2月定例会議で債務負担行為を設定し、現年度中に入札、契約を締結をすることにより、新年度当初の施工を可能にするもの。

(平成29年2月債務負担行為：工事12件、金額97百万円)

ゼロ市債の活用による早期工事発注のお知らせ

市は、公共工事の早期完成を図るため、新年度分の公共工事の契約や発注を今年度中に行う「ゼロ市債」を活用します。

対象となる工事は、道路の区画線工事や漁港しゅんせつ工事など、早期に施工する必要がある工事や施工時期の限られている工事で、市単独費で行う工事です。

(新潟県柏崎市HPより)

静岡県浜松市

平成29年度9月、11月、2月補正予算において、早期発注や関係機関協議等による施工期間の制約への対応により平成30年度当初から工事に着手する事業に対し、積極的に「ゼロ市債」を活用。

平成30年度については、橋梁点検及び橋梁修繕、舗装修繕等の維持修繕に要する事業（25件、金額6億47百万円）で債務負担行為を設定。

6. 市区町村における取組事例④【柔軟な工期の設定】

工事の性格等を踏まえ、受注者における建設労働者や建設資材などの確保のため、柔軟な工期を適切に設定することとしている。工期設定や施工時期の選択を一層柔軟にすることで、受注者がより効率的かつ円滑な施工を確保できるように配慮している市区町村も見受けられる。

国土交通省における余裕期間制度

発注者指定方式

- 余裕期間内で工期の始期を発注者があらかじめ指定する方式



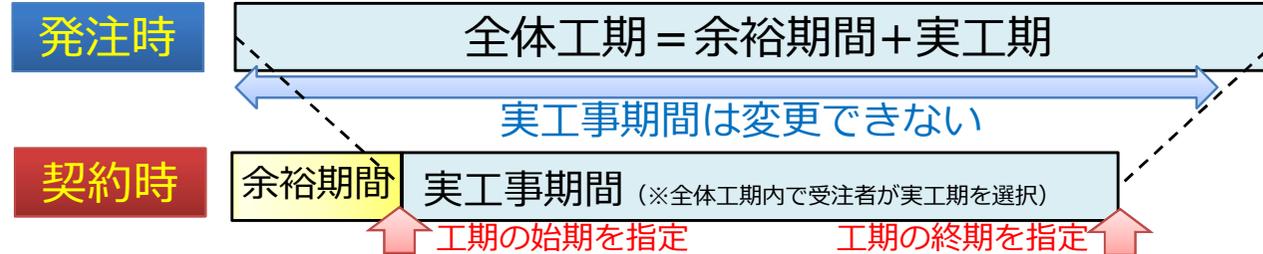
任意着手方式

- 受注者が工事の開始日を余裕期間内で選択できる方式



フレックス方式

- 受注者が工事の始期と終期を全体工期内で選択できる方式



- 余裕期間の長さ: 工期の30%を超えず、かつ、4ヶ月を超えない範囲
- 技術者の配置:
 - 技術者の配置必要なし、現場着手してはいけない期間(資機材の準備は可、現場搬入不可)
 - 実工期・実工事期間: 技術者の配置必要、準備・後片付け期間を含む。

市区町村の工夫

- 年度内に標準工期を確保できる工事であり、余裕期間を設定したとしても、諸条件を考慮して繰越が生じない工事を対象に、受注者の円滑な施工体制の整備を図るため、実際の工事期間の前に、3か月を超えない範囲で、労働者の確保や資材の調達に要する余裕期間を設定（福島県いわき市）
- 受注者の円滑な工事施工に資するため、受注者が建設資材の調達や労働力の確保等を計画的に行えるよう、建設工事に係る一般競争入札において、発注者が工事着手日を指定し、実工期の30%かつ4か月を超えない範囲で契約締結日から工事着手日の前日までを余裕期間として設定する余裕期間制度を導入（岐阜県岐阜市）
- 第4四半期に契約する工事について、3ヶ月を超えない範囲内で余裕期間を設けている（熊本県天草市）

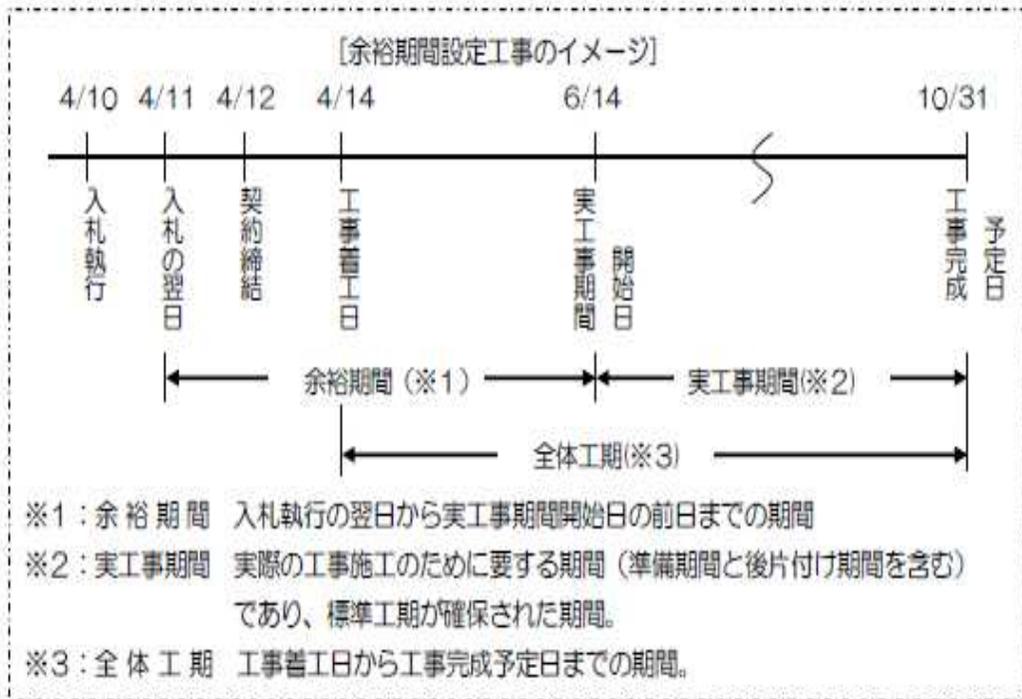
6. 市区町村における取組事例⑤【柔軟な工期の設定】

計画的な発注による工事の平準化や受注者の円滑な工事施工体制の整備等の観点から、余裕期間を設定する工事を導入または試行する政令都市・市区町村は、278団体ある。

福島県いわき市

余裕期間の設定

年度内に標準工期を確保できる工事であり、余裕期間を設定したとしても、諸条件を考慮して繰越が生じない工事を対象に、受注者の円滑な施工体制の整備を図るため、実際の工事期間の前に、3か月を超えない範囲で、労働者の確保や資材の調達に要する余裕期間を設定。



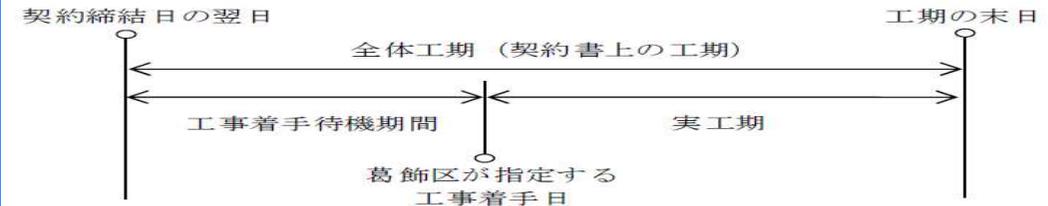
(福島県いわき市HPより)

東京都葛飾区

葛飾区が発注する工事において、より円滑な工事の実施を促進するため、早期契約方式およびフレックス工期契約方式を実施。

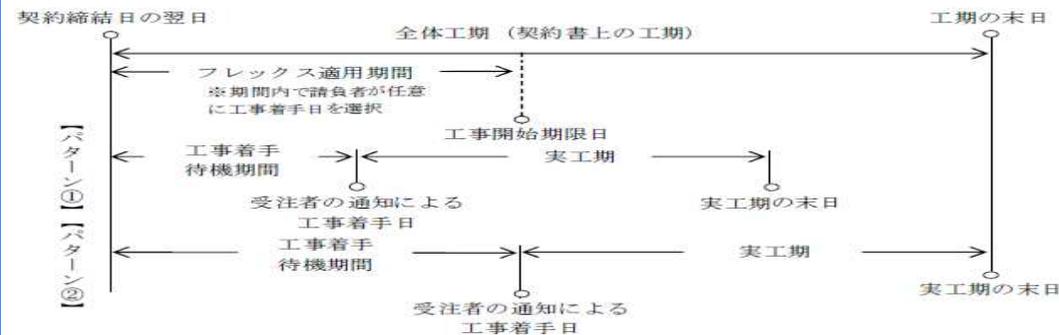
①早期契約方式

契約締結日の翌日から葛飾区が指定する工事着手日の前日までの期間を工事着手待機期間として設定した上で、早期に工事発注。



②フレックス工期契約方式

工事開始時期及び工事完成期限が特定されない工事について、契約締結日から一定の期間内に受注者が工事着手日を任意に決定できる「フレックス適用期間」を設定。



(東京都葛飾区HPより)

6. 市区町村における取組事例⑥【柔軟な工期の設定】

宮城県仙台市

計画的な工事発注を促進するとともに、受注者の円滑な工事施工体制の整備を図ることを目的として、余裕期間を設定し、全体工期内で実工期の始期を発注者が予め指定する方式を導入。

新潟県長岡市

受注者が施工時期を選択することにより、その受注する工事の平準化及び労働環境条件の整備を進め、安全かつ効率的な施工を確保するため、最終完成期限までの範囲内で施工時期を選択することが可能な「施工時期選択可能工事」を実施。

静岡県浜松市

施工時期等の平準化をより一層推進するため、建設工事の一部において、発注者があらかじめ設定した工事着手日選択期間内で、受注者が工事着手日を選択し契約締結することができる着手日選択型工事を、平成28年8月1日より試行。（単年度工事のみならず、債務負担工事も対象）

広島県広島市

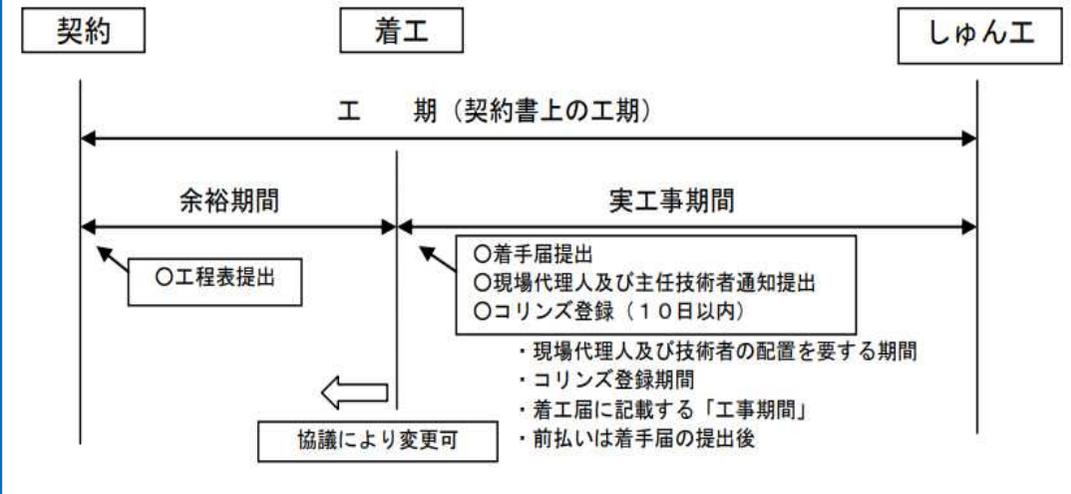
建築・設備工事の円滑な施工を確保するため、一部の建築・設備工事において、工期に余裕期間を設定した工事を試行。余裕期間は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働力確保等の準備を行うために、実際の工事期間前に3ヶ月を超えない範囲で設定。

福岡県古賀市

早期に発注し契約を締結することが可能であり、かつ、受注者の技術者及び施工体制の計画的な確保に寄与することが期待できるものを対象に、受注者が一定の期間の範囲内で工事着手日を選択できる契約方式（フレックス工期契約制度）を導入。

熊本県天草市

余裕期間は、工事ごとに発注者が判断し3ヶ月を超えない範囲で設定。余裕期間内に建設資材の調達や労働力が確保できた場合、施工担当課との協議により工事着工可。

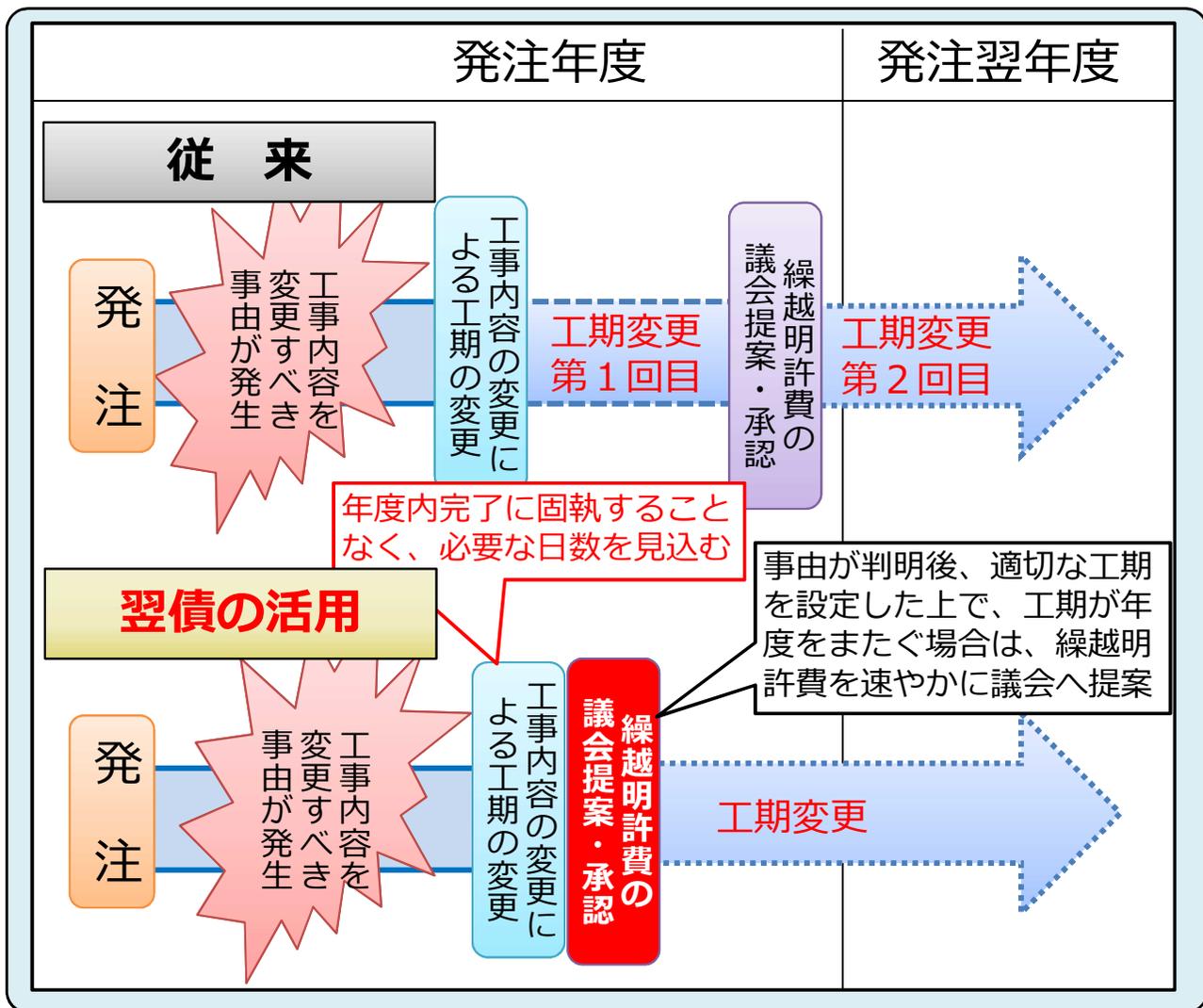


熊本県熊本市

受注者の円滑な施工体制整備を図るため、建設資材の調達や労働力確保に要する余裕期間を設定することができることとしている。余裕期間は、工事ごとに発注者が判断し、必要に応じて設定することとし、発注者指定方式、任意着手方式又はフレックス方式のいずれかの方式において設定する。

6. 市区町村における取組事例⑦【速やかな繰越手続】

工事や業務を実施する中で、計画又は設計に関する諸条件、気象又は用地の関係、補償処理の困難、資材の入手難その他のやむを得ない事由により、基本計画の策定等において当初想定していた内容を見直す必要が生じたことから、年度内に支出が終わらない場合には、繰越制度を適切に活用することとしている。市区町村においても、年度末間際での繰越手続や、年度内の工事完了に固執することなく、早い段階から必要日数を見込み、早めに議会（例えば12月議会等）に上程するなど、早期の繰越制度を活用している団体が複数存在している。



- ### 市区町村の工夫
- 工事又は業務を実施する中でやむを得ない理由により契約内容等の見直しが生じ、その結果、**年度内に支出が終わらない場合は、その段階で繰越手続を開始**(岩手県釜石市)
 - 工期を勘案し、年度内に工事の完了が見込めないことが明らかな事業は、年度末を待たずに繰越手続を実施。**平成29年度は、12月議会で一部対応**(栃木県さくら市)
 - 単年度工事完了に努めているが、発注後の現場状況を考慮し早々の**12月議会で繰越明許を活用し対応**している(奈良県生駒市)
 - 工期を勘案し、年度末までに繰越が必要と判断される事業はあらかじめ**前年12月の段階で議会手続きを経る**ことにより、適切に工期を設定することができた(沖縄県浦添市)

6. 市区町村における取組事例⑧【速やかな繰越手続】

工事等を実施する中で、やむ得ない事由により、当初想定していた内容を見直す必要が生じた段階で速やかに繰越手続を開始する政令指定都市・市区町村は、275団体ある。

北海道室蘭市

平成29年度12月補正予算において、市営住宅改修費や団地建替事業費に繰越明許費（3億27百万円（土木費関係））を設定し、第4回定例会（12月）に提出。

京都府舞鶴市

平成29年度12月補正予算において、道路新設改良事業費について、繰越明許費（66百万円）（土木費関係）を設定し、第4回定例会（12月）に提出。

山形県南陽市

発注後の現場の状況や、降雪の状況を考慮し、年度内に完了しないことが見込まれた場合、その段階で繰越手続を開始。平成29年度12月補正予算において、公園整備工事に繰越明許費（29百万円（土木費関係））を設定し、第3回定例会（12月）に提出。

広島県三次市

当初工期の最終を2月末日とし、標準工期がとれないものや発注済みで3月末日に完了できないものについては6月、9月又は12月議会で繰越の承認を受けるように工事担当課へ指示している。

平成29年度においては、9月補正予算において、小路美装化事業等について、繰越明許費（50百万円（土木関係費））を設定し、第3回定例会（9月）に提出。また、12月補正予算において、市道・橋梁改良事業について、繰越明許費（3億15百万円（土木関係費））を設定し、第4回定例会（12月）に提出。

埼玉県春日部市

平成29年度12月補正予算において、橋梁長寿命化修繕事業について、繰越明許費（3億18百万円（土木費関係））を設定し、第4回定例会（12月）に提出。

熊本県天草市

平成29年度12月補正予算において、市道改良事業等について、繰越明許費（4億14百万円（土木費関係））を設定し、第4回定例会（12月）に提出。

東京都八王子市

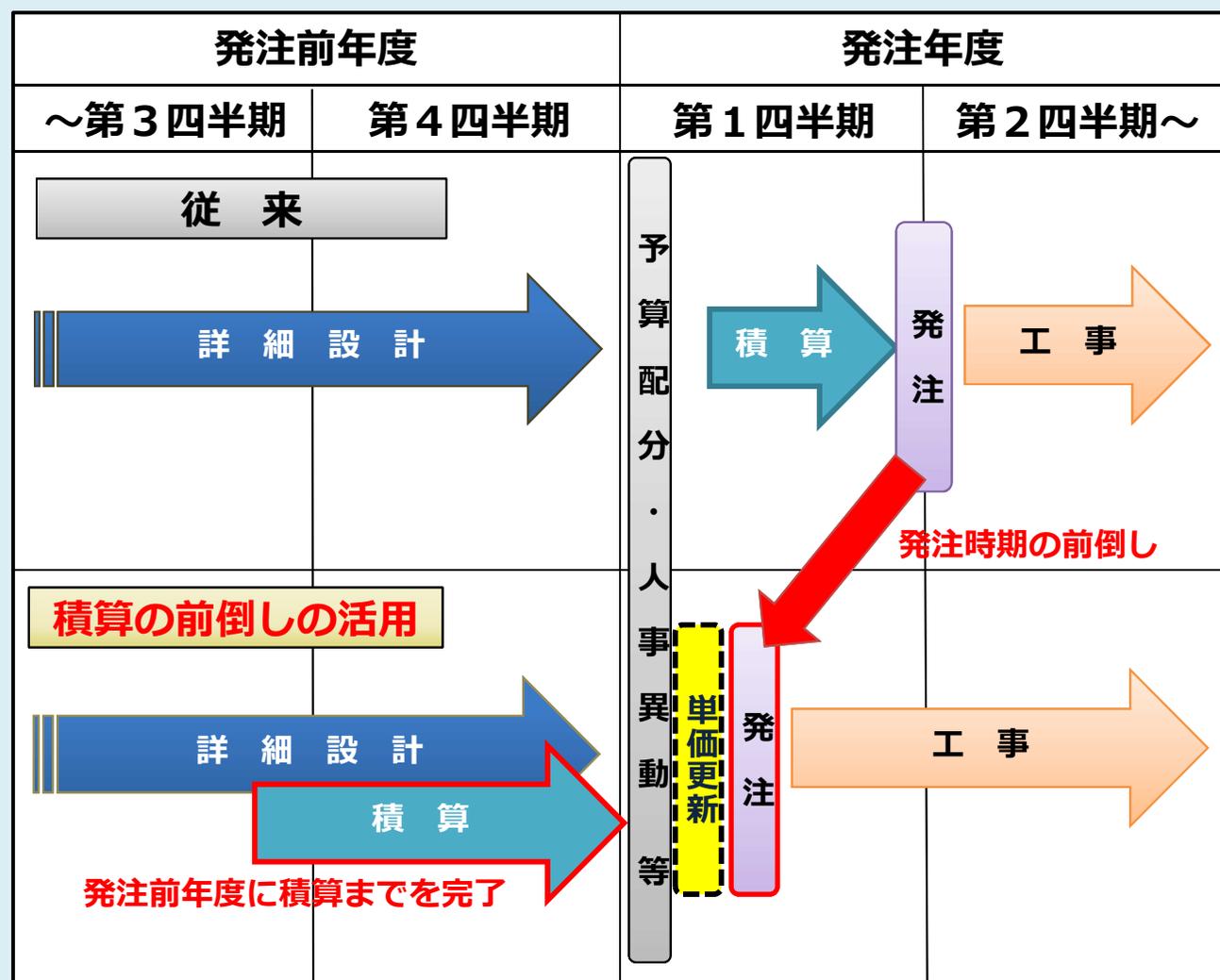
平成29年度11月補正予算において、台風第21号により被災した施設等の復旧事業費を計上すると共に繰越明許費（7億48百万円（土木費関係等））を設定し、第4回定例会（12月）に提出。

鹿児島県出水市

平成29年度12月補正予算において、一般道路整備事業等について、繰越明許費（1億50百万円（土木費関係））を設定し、第4回定例会（12月）に提出。

6. 市区町村における取組事例⑨【積算の前倒し】

予算配分後、速やかに工事の発注手続きを開始できるよう、発注前年度のうちに積算までを完了する「積算の前倒し」を活用し、新年度に速やかに発注を行えるような工夫を実施している市区町村が多数見受けられる。



市区町村の工夫

- ▶ 前年度までに一定程度の積算を完了させ、最新単価の入力で完成できるよう下準備を行っている（茨城県東海村）
- ▶ 設計業務を早期発注（年内工期100%）することで、工事発注の積算、契約図書の作成時間を確保している（東京都府中市）
- ▶ 発注前年度のうちに設計・積算を完了させることにより、発注年度当初に速やかに発注手続を実施（京都府宇治市）
- ▶ 積算から入札までの時間が短縮され、年度当初の早期発注に繋がっている（福岡県柳川市）
- ▶ 工事担当者（職員）を対象とした実務担当者会議を毎年開催し、早期発注の意識共有を図っている（福岡県小郡市）

6. 市区町村における取組事例⑩【早期執行のための目標設定等】 国土交通省

早期執行のために計画的に目標を設定し、受注者に対して情報を公開している市区町村が多くみられる。年末から年度末にかけて工期末が集中することが無いように事業量に留意している団体も見受けられる。

具体的な市町村取組例（発注見通しを公表している市の例）



平成30年度建設工事発注予定（4月6日更新）

4月の時点で半年先の発注見通しまで公表することで発注者に対して呼びかけを行うことにより、工事の平準化に資する

平成30年度 発注見通し表（HP掲載の抜粋）

番号	担当課	工事名	概要	業種	工事期間(月数)	入札予定月	方法
	都市計画課	平成30年度 常念ふれあい公園 ローラー滑り台補修工事	ローラー滑り台補修 一式	土木一式工事	6	10	競争入札
	都市計画課	平成30年度 豊科南部総合公園マレットゴルフ場増設工事	マレットゴルフ場増設 9ホール コース整備 一式	土木一式工事	6	10	競争入札
	農政課	平成30年度 コテージ四季の園改修工事	内装改修 2棟	建築一式工事	3	10	競争入札
	総合体育館建設推進課	安曇野市新総合体育館建設工事	建築面積:約5500㎡ 延べ面積:約7700㎡	建築一式工事	26	10	総合評価

【運用上の工夫】上半期・下半期の年2回 → **四半期ごとの年4回更新の運用**

【掲載URL】<http://www.city.azumino.nagano.jp/soshiki/1100/26380.html>



建設工事発注予定情報

平成30年度 帯広市建設工事等 発注見通し（平成30年4月1日現在）

番号	予算課	工種	工事名	工事担当課	概算総額(税込・千円)【公表用】	予定工期(月)	予定工期(日)	契約方法	施工場所	工事概要	特記事項【公表用】
76	みどりの課	造園	中央公園案内施設工事	みどりの課	1,800	9	10月	一般競争入札	西条東6丁目外	案内板設置1基	
80	住宅課	解体	平成30年度大空団地3街区解体工事(公・棟)	建築管理課	36,600	5	7月	一般競争入札	大空町1丁目15-6、16-2	大空団地3街区 松・棟(公営住宅)の解体工事	

工事によっては12月に開始する事業まで掲載。

【運用上の工夫】発注見通しに特記事項欄を設け、**国の交付金の内示状況により取り止め等が見込まれる場合は、特記事項にその旨を記載**している。

【掲載URL】<http://www.city.obihiro.hokkaido.jp/soumubu/keiyakukanzaika/b060401kensetsu.html>



平成30年度公共工事発注見通し

平成30年度 三条市公共工事発注見通し一覧表

No	発注機関	担当課	工事名	工事場所	工事概要	工期	入札契約方式	工種	入札予定時期
1	新潟県三条市	建設課	市道井栗249号線道路改良工事	井栗地内	L=約80m	約3か月	一般競争入札	土木一式	第1四半期
2	新潟県三条市	建設課	市道善久寺13号線道路改良工事	善久寺地内	L=約70m	約3か月	一般競争入札	土木一式	第1四半期

【運用上の工夫】発注見通しの公表回数を増やすため、**様式を改善し、担当課の負担を軽減**した

【掲載URL】<http://www.city.sanjo.niigata.jp/category00001170.html>

市区町村の工夫

- 設計金額が**250万円以上の工事について、年2回（4月、10月）発注見通しの公表**を行っている。（北海道音更町）
- 予算編成時より**平準化会議**を行い、**年間の発注見通しを公表**するほか、発注予定時期を過ぎても入札契約依頼がない場合、**随時ヒアリングで状況を確認**している（北海道帯広市）
- 各事業担当課の年間工事発注見通しを**集約して、市のホームページに公開**している。**併せて、事業担当課へ早期発注を働きかけ**ている。（岩手県宮古市）
- 各部署で年度当初の**発注目標を設定し、工事担当職員の意識を高め**、早期発注に努めている。（奈良県生駒市）
- **地方整備局がとりまとめる発注一元化に参画**し、計画的な執行を進めている。（福岡県小郡市）

月別の工事量の格差改善に向けた取組（横浜市）

横浜市は、道路修繕工事、学校営繕工事、公共建築物の保全工事などにおいて、債務負担行為を設定し、月毎の工事量の格差を改善する取組を実施している。

OPEN YOKOHAMA

横浜市における発注・施工時期の平準化に向けた取組

1 現状

- 従前から早期発注などに取り組んでいる。
- 多くの工事が単年度工期のため、年度の工事量の格差が生じている。

2 取組の方向性

- ① 早期発注
- ② 発注時期の分散
- ③ **年度を跨ぐ工事発注**

3 取組内容

当初予算で道路修繕工事、学校営繕工事、公共建築物の保全工事などで**債務負担設定し、年度を跨ぐ工事**を発注

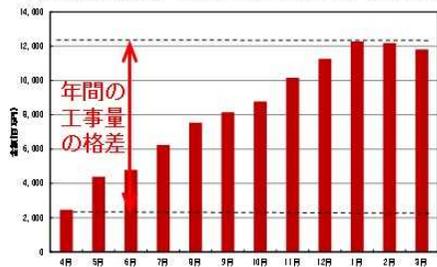
※債務負担設定することにより、年度を通じて計画的に工期の分散が図れる。

4 取組の効果

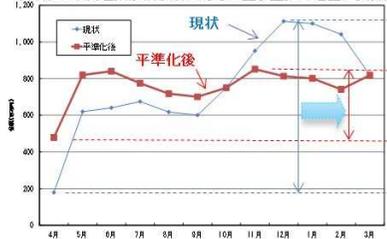
道路修繕工事で、工期の分散と債務設定による効果を試算

月毎の工事量格差を改善

月毎の工事量推計 平成26年度本市発注工事（3億円未満）



平準化効果のイメージ (平成26年度道路修繕事業の月毎の工事量推計を基に試算)



※出典：横浜市HP

発注情報一元化の例（埼玉県、大分県）

都道府県によっては、市区町村の発注情報を収集し、一元化することで、受注者に分かりやすく紹介している取組も見受けられる。

彩の国 埼玉県 公共工事発注見通し 発注情報一覧

・検索を実行するには、検索条件を指定して検索ボタンをクリックします。
・検索条件をリセットするには、クリアボタンをクリックします。

調達区分	建設工事	「調達区分」を変えると「業種/業務」及び「格付」がクリアされる。
調達機関名	指定しない	「調達機関名」を変えると「部局名」及び「課所名」がクリアされる。
部局名	指定しない	「部局名」を変えると「課所名」がクリアされます。
課所名	指定しない	
入札方式	指定しない	
業種/業務	指定しない	「業種/業務」を「指定しない」に変えると「格付」がクリアされる。
格付	指定しない	「格付」を指定するには、「調達区分」と「業種/業務」を指定してください。
調達案件名称		
案件番号	含む	案件場所 を含む
公開日	検索範囲	2018年4月12日から2018年4月19日まで
表示件数	10	件ごと

指定しない
埼玉県
さいたま市
川越市
熊谷市
川口市
行田市
秩父市
所沢市
飯能市
加須市
本庄市
東松山市
春日部市
狭山市
羽生市
鴻巣市



大分県 大分県共同利用型入札情報サービスシステム

団体名を選択してください。
運用を開始している団体のみ選択できます。
公表している内容については、各発注機関にお問合せ下さい。

大分県 大分市 別府市 中津市 日田市
佐伯市 日杵市 津久喜市 竹田市 豊後高田市
宇佐市 杵築市 豊後大野市 由布市 国東市
姫島村
日出町
九重町 玖珠

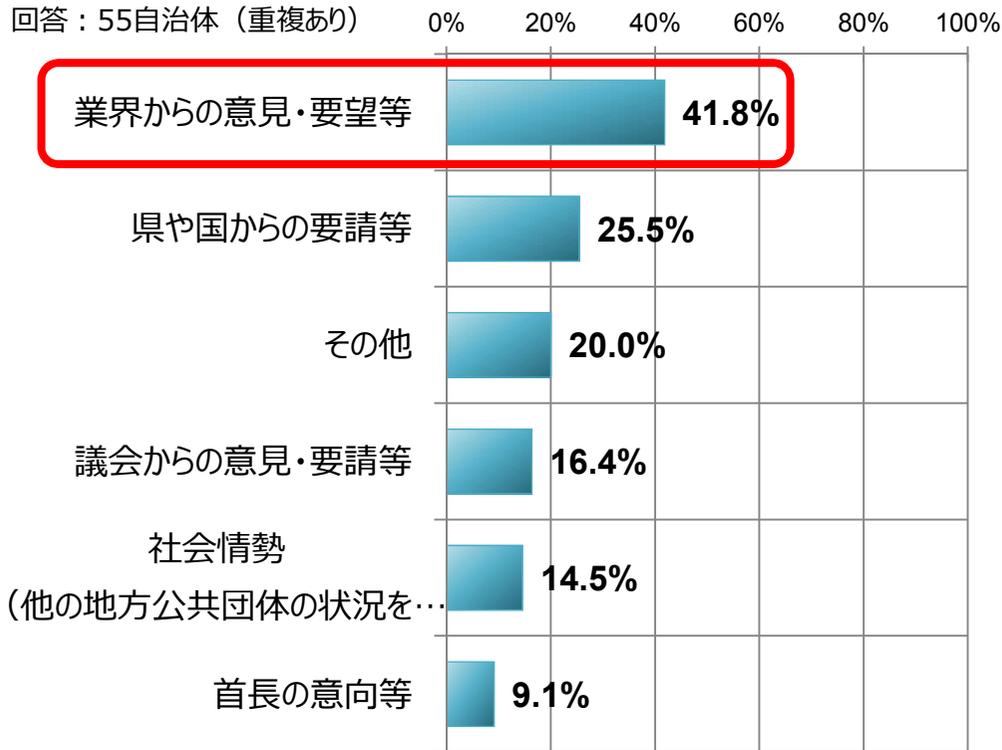
別府市 発注の見直し/案件参照 検索結果表示

発注対象	年度	業種	入札予定時期	工事の名称	発注機関名	工事の場所	工事の期間	工事の概要	備考
1	平成30年度	電気工事	第23半年期	別府市庁舎中央監視設備改修工事	-	別府市上野口町1番15号	約10ヶ月	本庁舎の中央監視設備の改修	新規
2	平成30年度	電気工事	第13半年期	別府市庁舎空調換気設備改修工事	-	別府市上野口町1番15号	約10ヶ月	本庁舎の空調換気設備の改修	新規

県内の市町村等の情報をまとめて統合することにより、発注情報の効率化を図っている。

平準化に向けた取組の導入契機に関する市区町村からのご意見

業界からの意見・要望等が取組を導入する契機となったとの回答が最も多かったほか、県や国で先行して実施している状況を勘案して導入した等の回答が続いている。



●業界からの意見・要望等

- ・年度当初の閑散期（4～6月）における技術者の効率的な配置
- ・現状では工事の端境期があるので、年間を通じて平均的な発注を要望
- ・公共事業の品質確保のため、発注や施工時期の平準化の要望がある。

●県や国からの要請等

- ・県において施工時期の平準化に努めるために余裕工期制度が制定されたことを受け、当市でも同様の制度を導入するきっかけとなった。

●その他

- ・独自の下請契約の実態調査では、過半数が「早期発注をさらに増やしてほしい」との回答があり、更なる実施が望まれている。

●議会からの意見・要請等

- ・市民ニーズへの対応、品質の確保、コストの縮減、地元企業の発展などの効果に関する意見があった。
- ・受発注者双方にメリットがあり、受注者の企業経営の健全化や労働者の処遇改善、稼働率の向上にもつながるとの意見があった。

●社会情勢

- ・寒冷地帯固有の問題として、土木工事期間の制約があり、冬期における雇用確保が恒常的な課題となっていた。

※ 市区町村に対する平準化の取組に関するアンケート調査結果（H30.2）

Q. 平準化に向けた取組を導入する契機を選択の上、具体的な導入経緯や背景について回答してください。

選択肢：業界からの意見・要望等／議会からの意見・要望等／首長の意向等／社会情勢（他の地方公共団体の状況を考慮等）
／県や国からの要請等／その他（複数回答可）

母数：債務負担行為等、平準化の取組を実施している58市区町村を対象にアンケート調査を実施。

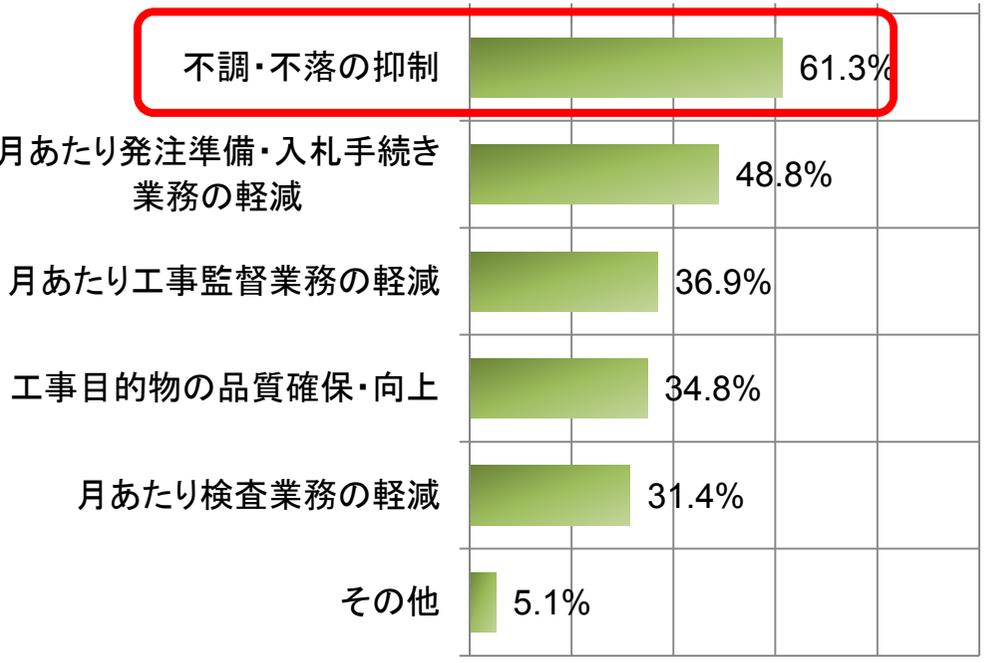


7. 市区町村へのアンケート調査結果②【平準化の促進により期待する効果】

平準化の促進により期待する効果に関する市区町村からのご意見

平準化の取組により、不調・不落の抑制につながるという意見が多かったほか、工事発注や監督業務の軽減により、工事目的物の品質向上に期待するといった意見が多くみられた。

回答: 55自治体(重複あり) 0% 20% 40% 60% 80% 100%



● 不調・不落の抑制

- ・第1四半期に工事発注を例年より多く行うことにより、請けてもらえる業者が増えたため、不調・不落が少なくなった。
- ・工事発注が集中すると業者の手持ち工事が飽和状態となり、入札不調が発生するが、発注の平準化及び発注見通しの公表により不調が低減。
- ・大型建築工事については全国の情勢に影響を受けやすいので、余裕工期等の平準化への取組によって不調を抑える効果はあった。

● 月あたり発注準備・入札手続き業務の軽減

- ・2、3月に工事発注できたため、年度当初の多忙な時期の工事発注量が減少した。
- ・積算ミスの減少にもつながっている。
- ・債務負担を設定している工事に関しては地域の要望や陳情に対して柔軟な対応が可能になった。

● 月あたり工事監督業務の軽減

- ・工事着手まで協議時間がとれることにより、スムーズな施工ができた。
- ・工事件数が平準化され、職員の時間外勤務が減少した。

● 工事目的物の品質確保・向上や、月あたり検査業務の軽減等

- ・余裕を持った工期設定にて丁寧な作業が行われ、品質が向上。人材の安定確保、コスト縮減、災害時等への対応の提供、地域経済の活性化が期待できる。

※ 市区町村に対する平準化の取組に関するアンケート調査結果 (H30.2)

Q. 平準化に向けた取組を実施する上で、期待している効果を回答してください。

選択肢: 月あたり発注準備・入札手続き業務の軽減/月あたり工事監督業務の軽減/月あたり検査業務の軽減/工事目的物の品質確保・向上/不調・不落の抑制/その他(複数回答可)

母数: 債務負担行為等、平準化の取組を実施している58市区町村を対象にアンケート調査を実施。

7. 市区町村へのアンケート調査結果③【取組導入後の平準化の促進状況】

取組導入後における促進状況に関する変化について

- 促進した、やや促進したとの回答と、あまり変わらないとの回答がほぼ同数となっている。
- 促進した、との回答における自由意見では、工事の閑散期がなくなったとの意見もある一方、小中学校の工事や、出水期を避けるべき工事等、平準化が困難な事業について、課題として挙げられている。



● 促進した・やや促進した

- ・ 第1四半期に工事発注があるため、工事の閑散期がなくなった。
- ・ 特定の時期に工事が著しく集中するといった事態が緩和され、年間の工事計画の平準化に多少効果があったと考えている。
- ・ 庁内で「工事発注時期の平準化に関する会議」を開催し、平準化の取組を喚起。財政サイドにも出席を求めている。結果、不調、不落が少なくなった。
- ・ 業界から、第1四半期も技術者を配置できたとの声があった。

● あまり変わらない

- ・ 災害復旧や社会情勢等の影響に左右されやすい。
- ・ 小中学校の工事など、工事が限定される（夏休みなど）ものや、出水期を避けて行う必要がある工事が多いため、平準化に取組める事業が少ないことから、あまり変わらない。
- ・ 補助事業においては申請手続きなどの関係により、実際の発注が下半期に集中してしまう。
- ・ 平準化が原因と言えるはっきりとした効果はまだ出ていないと感じる。

※ 市区町村に対する平準化の取組に関するアンケート調査結果（H30.2）

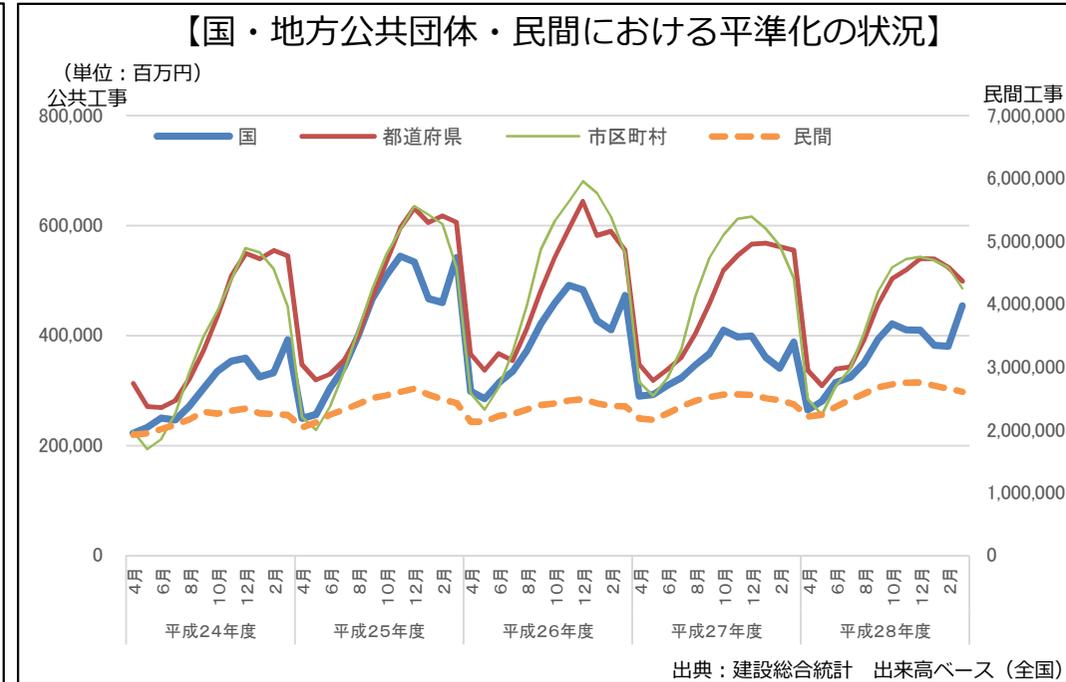
Q. 平準化の取組の導入後、促進状況に関して選択の上、回答理由を回答してください。

選択肢： 選択肢：①促進した／②やや促進した／③あまり変わらない／④全く促進していない／⑤その他

母数：債務負担行為等、平準化の取組を実施している58市区町村を対象にアンケート調査を実施。

取組状況（地方公共団体における平準化に向けた取組の促進）

- H28.1 総務省と連名で、地方公共団体に対して平準化について要請
- H28.2 総務省と連名で、地方公共団体に対して、社会資本総合整備計画に係る交付金事業に関し、ゼロ債務負担行為を設定して事業を実施することも可能であること等について通知
- H28.4 都道府県が取り組む先進的な事例を収集し、平準化の取組事例集をとりまとめ
- H28.5 都道府県と、工事の性格や地域の実情等を踏まえ、更なる平準化に努めるよう申合せ
- H28.10 総務省と連名で、地方公共団体に対して平準化について要請
- H28.11 都道府県と、債務負担行為の活用や適切な工期の設定、繰越制度の適切な活用等により、更なる平準化に努める旨を申合せ
- H29.2 総務省と連名で、地方公共団体の契約担当課だけでなく、新たに財政担当課に対しても平準化について要請
- H29.3 都道府県及び市区町村が取り組む先進的な事例を収集し、平準化の取組事例集第2版をとりまとめ
- H30.2 総務省と連名で、地方公共団体に対して平準化について要請



公共工事の円滑な施工確保について（抜粋）（平成30年2月2日 国土入企第26号）／都道府県・指定都市あて通知

4. 施工時期等の平準化について 施工時期等の平準化は、人材・資機材の効率的な活用や担い手の処遇改善にも資することから、「**施工時期等の平準化に向けた計画的な事業執行について**」（平成28年2月17日付け総行行第41号・国土入企第17号）において通知した内容を踏まえ、また「**余裕期間制度の活用について**」（平成28年6月24日付け事務連絡）も参考に、**債務負担行為の積極的な活用、余裕期間の設定、繰越制度の適切な活用**等により、施工時期等の平準化に努めること。また、受注者側が計画的に施工体制を確保できるよう、地域の実情等に応じて、各発注者が連携して**発注見通しを統合して公表**する取組に参加する等必要な措置を講ずるよう努めること。

施工時期等の平準化に向けた計画的な事業執行について（平成28年2月17日 国土入企第17号）／都道府県、指定都市あて通知

1. 計画的な発注の推進

年度当初に事業が少なくなることや、工事完成時期や調査・設計等の業務の履行期限が年度末に過度に集中することを避けるため、早期発注や債務負担行為の適切な活用により、計画的な発注に努めること。なお、社会資本総合整備計画に係る交付金事業に関しては、地方公共団体において過年度に設定した債務負担行為の後年度支出分に対し、配分された予算の範囲内で社会資本整備総合交付金等を充てることができるところであり、契約初年度に支出を要さない債務負担行為（いわゆる「ゼロ債務負担行為」）を設定して事業を実施することも可能であること。

2. 適切な工期の設定

工期については、工事の性格、地域の実情、自然条件、建設労働者の休日等による不稼働日等を踏まえ、特に以下に留意の上、工事施工に必要な日数を確保するなど適切に設定すること。

- (1) 同工種の過去の類似実績を参考に、必要な日数を見込むこと。
- (2) 降雪期については、作業不能日が多いなど工事に要する期間が通常より長期になることから、必要な日数を見込むこと。
- (3) 年度末にかかる工事を変更する際には、年度内完了に固執することなく、必要な日数を見込むこと。

3. 余裕期間の設定

余裕期間については、柔軟な工期の設定等を通じて建設資材や建設労働者などの確保に資するものであり、工事の性格等を踏まえて適切に設定すること。

4. 工期が複数年度にわたる工事等への適切な対応

- (1) 複数年度にわたる工期や業務の履行期間を設定する必要がある場合は、債務負担行為等を適切に活用すること。
- (2) 工事や業務を実施する中で、計画又は設計に関する諸条件、気象又は用地の関係、補償処理の困難、資材の入手難その他のやむを得ない事由により、基本計画の策定等において当初想定していた内容を見直す必要が生じたことから、適切な工期を設定した結果、年度内に支出が終わらない場合には、繰越制度を適切に活用すること。

余裕期間制度の活用について（平成28年6月24日）（別添抜粋）／都道府県、指定都市あて事務連絡

1. 余裕期間制度とは

余裕期間制度は、契約ごとに、工期の30%を超えず、かつ、4ヶ月を超えない範囲内で余裕期間※1を設定して発注し、工事の始期（工事開始日）もしくは終期（工事完了期限日）を発注者が指定、または、受注者が選択できる制度である。柔軟な工期の設定等を通じて、受注者が建設資材や建設労働者などが確保できるようにすることで、受注者側の観点から平準化を図ることに資すると考えており、工事の発注において、積極的に活用することとしている。

余裕期間制度には、次の方法がある。

- ① 発注者が工事の始期を指定する方法（以下「発注者指定方式」という。）
- ② 発注者が示した工事着手期限までの間で、受注者が工事の始期を選択する方法（以下「任意着手方式」という。）
- ③ 発注者があらかじめ設定した全体工期（余裕期間と工期をあわせた期間）の中で、受注者が工事の始期と終期を決定する方法（以下「フレックス方式」という。）

※1「余裕期間」：契約期間内であるが、工期外であるため、受注者は監理技術者等の配置が不要であり、工事に着手してはならない期間である。
工事着手以外の工事のための準備は、受注者の裁量で行うことができる。

2. 以降は、以下のURLからご参照ください。

<http://www.mlit.go.jp/common/001135341.pdf>